

西欧の身分制議会や中世都市などの研究をめぐって

——研究生活を振り返る——

高橋 清徳

一 はじめに

定年退職（2012年3月）を前にして、法学研究所の所長から「研究生活を振り返って何か話を」という申し出があり、1月10日にその機会が設けられた。本稿はその時の話をもとにして、余分な部分は省いたり、言い足りなかった部分を補充・加筆したりして、まとめたものである。

さて、私は法学中の「西洋法制史」という分野で研究に従事してきたわけであるが、この分野を選ぶきっかけになったのは、東北大学法学部の三年に進んだとき、各種の専門科目と同時に「西洋法制史」の講義および同「演習」を選択したことである（演習は専門科目をより深く学ぶためにおかれたもので、いわゆる「ゼミ」とは性格が異なる。なお法学部には「ゼミ」はおかれていなかった）。西洋法制史の担当教官は世良晃志郎先生であった。先生は、その時期、H.ミッタイスの『ドイツ法制史概説』の翻訳を出して、すでに高名であった。それまで、日本では西洋法制史の本格的な教科書はなかったので、この本はたちまち西洋法制史のスタンダードになっていた。講義はこの教科書を中心として、自信をもって講義されていたように見えた。

「演習」は世良先生の学部の「西洋法制史演習」と大学院の「西洋法制史演習」、民法の広中俊雄先生の大学院の「民法演習」の合同であった。したがって、毎回、世良・広中の二人の先生が演習室の教官席に座って行われた。学生の参加者は三年生の私一人、四年生の先輩が一人で、あとは大学院生、そして助手、講師の方々など（この方々は、当然、単位などに関係なく、純粋に勉強のために参加されていた）で、総勢10名ぐらいであった。こういったメンバーでマックス・ウエーバーの『法社会学』の会読が行われた。参加者は2～3人のグループに分かれ、週ごとに一定部分を担当することとし、準備のために読み合わせをやったうえで、本番でワン・センテンスごとに「訳」と「理解」を提示する。提

示された訳・理解について参加者が自由に意見を言って議論する。最後に両先生が議論を集約するかたちで最終的なまとめの意見を述べて、次に進むという形であった。ウエーバーのドイツ語は難しく、助手・講師の方々が中心になり両先生も加わって交わされる議論は高度であった。この演習に三年生・四年生の二年間参加した。これに参加することで、ドイツ語と社会科学の基礎を徹底的に鍛えられたと思う。

昭和40年3月、東北大学法学部を卒業し、同年4月、世良晃志郎先生の「西洋法制史」講座の「助手」に採用されて、研究生生活が始まった。

助手は3年と年限が決められていたが、雑務は試験監督などを除けばほとんどなく、給与を保証されて研究に専念できるまことに恵まれたポストであった。その3年の間に、研究者としての基礎的修練と学問的蓄積を積み、それを踏まえて3年が終わるまでに「助手論文」を書くことが不文律としてきまっており、それが書ければ研究者としての次の道が開けるということであった。

世良先生には、ミッタイスの『ドイツ法制史概説』の翻訳のほか、『封建制社会の法的構造』（法学理論編昭和29年）という著書があり、独特の「封建国家論」で知られていた。それによると、封建社会の基礎単位は古典的グルントヘルシャフト（古典荘園）である。そしてそれを所有する封建貴族たちが主君・家臣の関係＝封建関係という法的関係でつながり（主君・家臣の人的階層性と土地の授与・安堵の物的階層性を形成し）、積み上がって頂点に最高封主としての王を頂くピラミッド型の国家を作り上げている。これが封建国家である。これは社会の基礎単位とされたものにちなんで、「古典的グルントヘルシャフト細胞論」と呼ばれた。このように社会の基礎から頂点の王にいたる構造全体をとらえようとする（あるいは構造全体を前提にしてその中の部分を取り上げる）理論をVerfassungsgeschichte「国制史」と言った。

私もごく自然に国制史の方向に進むことになった（助手論文のテーマに私法史は好ましくないというのが暗黙の理解であった）。そして、歴史の流れでいうと、「封建国家」のつぎは「絶対王政国家」である。世良先生の理論は封建国家論であるので、私はそれを受けてそのつぎの絶対王政国家の問題をやろうと考え、まず、封建国家からどのようにして絶対王政国家へと移行・転換していくのか、その辺のことを手探りで勉強し始めた。

他方、世良先生は（私の助手一年目に）在外研究でドイツに行かれた。帰国後しばらくして世良先生は、突然「ウエーバーとマルクス」に関する論文を発表した。これが研究者の世界で評判になって、「ウエーバーかマルクスか」、「ウエーバーもマルクスも」だ、な

どと社会科学の方法に関する議論が盛り上がった。学内で世良、経済史の岡田与好先生などが中心に「社会科学の方法」研究会が始まった（やがて、この研究会編で「社会科学の方法」という雑誌がお茶の水書房から出るようになった）。この時期、私はこの研究会のほか、小山貞夫氏を中心とした英語文献の読書会、岡田与好氏を中心としたドイツイデオロギーの読書会などにも参加した。参加者は法学・経済学の大学院生、助手・講師などの若手で、専門分野の垣根を越えて議論ができ、広く「社会科学」的素養を蓄積し、関心を養うことができた。

二 西欧身分制議会の研究

ところで、封建国家から絶対王政国家へという方向で勉強をはじめてみると、当時、封建国家から絶対王政国家の間に「身分制国家」という段階を考える必要があるという説が、かなり有力な説として存在していることがわかってきた。「身分制国家」とはどんなものか。その国家には身分制による議会（身分制議会）が存在して、その議会によって王権が制限されており、封建国家よりは王権への集権化が進んでいるが、王権は議会に「制限されている」という意味で「絶対」王政になっていない、独自の国家形態だ、という考え方である。「制限王政」「緩和された王政」「ルネサンス王政」といった言葉も用いられた。

この「身分制国家」論に疑問をもった。すなわち、いわゆる「身分制議会」は絶対王政の全期間を通じて存在し、市民革命によって近代議会にとって代わられることで消滅したという事実があるからである。フランスでいえば、身分制議会の全国版である全国三部会が、不規則で、途切れ途切れであるが、開催され続け、フランス革命直前に召集されて、その三部会が革命の中で変容をとげて近代議会になった。市民革命は個人の「平等」の実現のために身分制を否定し、国制においては身分制議会の廃止を実現した。こうして、地方の身分制議会の存在も含めて、絶対王政の時代は身分制議会が存在する時代であるといわなければならないのである。

このことを前提にすると、理論的にはつぎのどちらかであることになる。市民革命までの国家は身分制国家である。あるいは、身分制議会が存在することで、たしかに「形の上では」王権は制限されているように見える。しかし、実際は、身分制議会は王政を「制限していなかった」のであり、王政は「絶対」的だったのだ。そうすると、いずれに

せよ問題は「身分制議会」にある。

こうして、「身分制議会」を研究テーマに設定することになった。そして、身分制議会・王権・市民革命の関係が他の国・地域よりもわかりやすい形で明瞭に表れると思われるフランスを研究対象にしてみようと考えた。ただ、フランスにしる、その他の地域にしる、それらの身分制議会に関する研究は日本にはほとんどなく、概説的知識が紹介されているだけであった。

(身分制議会に関する研究は、のちに『国家と身分制議会 フランス国制史研究』にまとめたので、研究そのものはそれを見ていただくこととして、以下では、研究の過程で、どんなことを考えながら進んだのかを振り返って書いてみることにする。)

このような方向をきめて勉強を始めた。さしあたり次のような作業を開始した。まず、フランス法制史の大きな流れを頭に入れるために、標準的概説を読み、身分制議会の位置づけをつかむこと。文献の状況をみると、国制史の概説にあたるのは「法制史」という名称ではなく、「制度史」と呼ばれてること (Histoire des institutions et des faits sociaux. 諸制度および社会的諸事実の歴史、など) がわかった。身分制議会に関する文献を収集して、なるべくたくさん読むこと。しかし、必要な文献は東北大学の図書館にはほとんどなかった。国内の主要大学の図書館や、海外の図書館のものを利用するわけであるが、現在のような IT 技術はなく、国内の場合には、直接出かけて蔵書カードをめくって探索する、あるいは知り合いを通じて調べてもらうなどする必要があった。海外の図書館のばあいは、マイクロ・フィルムで送ってもらう訳であるが、所蔵確認、マイクロ・フィルム撮影の注文、料金の決済など、たいへん時間がかかった。最短で3ヶ月ぐらいだったと思う。新刊本で流通している本は洋書専門店を通じて買った。これも注文してから、運が良い場合でも1ヶ月はかかった。

勉強が進む中で、フランス身分制議会には二種類があることがわかってきた。「全身分会議」(いわゆる「全国三部会」と「地方三部会」)である。

まず、「全国三部会」(あるいは単に「三部会」)は、フィリップ四世(美男王)が1302年に召集したものが最初のものでされる。これはヨーロッパの国際政治の中で王がローマ教皇とある問題で対立したとき、王が国内政治世論を糾合するために、聖職者身分(祈る人)、貴族(戦う人)、都市(働く人)の三者の有力者たちを集めたものであった。第二回目は六年後の1308年、フィリップ四世がテンプル騎士団の取りつぶし・財産没収を実行するにあたって、ふたたび国内世論を糾合するために開催したとされる。これらは制度と

しての形も不分明で、王もこれによって新たな制度を創設するといった意識はなかったとされている。ともあれ、以後、定期的に開催される。約 500 年の間に 60 回ぐらい。百年戦争期（14・15 世紀半）、宗教戦争期（16 半・17 世紀半）は頻繁に開催、その他の時期は間遠であった（数十年に一回）。そして 1614 年の開催ののち 175 年の空白を置いて、フランス革命の前夜に開催され、これが最後の全国三部会となった。その会議が身分制的構成を否定して近代議会へと変容したからである。

結局、全国三部会は基本的に王権のイニシアティブのもとにおかれており、王権がその時々直に直面した政治的問題に対応するために開催される（状況対応的な）「政治集会」的性格の強いものようであった。したがって、個々の三部会はその時々政治史的脈のなかに位置づけて見ていく必要があつたと思われ、この方向で論じていけば、その論述はほぼ政治史になってしまうのではないかと思われた。

他方、地方の身分制議会（「地方三部会」と呼ぶ）は大まかにみて旧大諸侯領を領域単位として開催されていた。その開催は定期的であり、活動は主として「税」の問題に関与していた。私はここで「税」の問題に注目した。それは中世末以降の国家を支えて行くのは「税」であるからである。以後、この問題を糸口にして、封建国家から絶対王政への国家形態の移行をたどっていくことになる。

さて、この問題に重要な示唆を与えてくれたのがマルク・ブロックである。かれは「中世が終わりを告げ、近世が始まるのは封建的危機によってである」と言った。「封建的危機」とは「領主収入の危機」とも言われた。封建的危機によって領主たちは収入を失い、没落し、国家を支える力を失うことで封建国家は解体する。権力側の収入が失われたことで権力は崩壊する。失われた領主収入部分は形を変えて王によって「税」として徴収されることとなり、国家はそれによって維持される新たな形態へと変容する。財政が王の名の下に集中されることにともなう、集権的体制が形成されていく。これが絶対王政である。「税」をこのように位置づけることによって、封建国家から絶対王政への移行を見通せるように思われたのである。

この見通しにもとづき、議論を組み立てていくことになるが、以下に骨格を簡単に示してみよう。

まず、封建国家の崩壊を考える。それは内部から崩壊したと言える。どのようにか。前提として封建国家の内部構造から見てみると、それは主君・家臣の封建関係（家臣はさらにその下に家臣をもつので、下に向かって広がる人的関係の多重性）によって成り立って

いた。主君は家臣に土地を授与・安堵する。家臣はさらにその下の家臣に土地を授与・安堵する（物的関係の多重性）。マルク・ブロックは封建国家の特徴は人的・物的関係の多重性にあるという。物的関係の側面に注目すると、封建国家は土地を配分する機構であると言える。それぞれの土地はそれを授与・安堵された者の経済的基礎をなす。

ところで、土地は授与・安堵され、領有しているだけでは意味をなさない。経営する必要がある。そこに農民たちを集め、土地を割り当てて耕作させる。農民たちは土地の耕作によって家族を養うと同時に、その土地の地代を支払う。支払いは貨幣経済が浸透していなかったので、農民自身が領主の畑に出向いて「働く」という形態でなされた。これが労働地代である。農民が「出向く」・「働く」ことを確保するため、領主は農民に対して強制力を行使する（鞭の力）。農民の人身に対する直接的支配によって労働地代は実現する。こうして領主は労働地代の成果（収穫）を手にする。これが「領主収入」となる。こういったシステムが「古典的グルントヘルシャフト」（古典荘園）であり、労働地代を生み出す「古典的グルントヘルシャフト」が封建家臣たちの経済的基礎をなしていたのである。個々の封建家臣たちは、それぞれの才覚で自分の土地を古典的グルントヘルシャフトとして経営して、経済的基礎を固め、主君の戦争に際しては家臣を連れて参戦するなどの封建的義務を果たした。軍役は封建的義務の中心的なものであったから、封建国家は家臣たちを軍事的に編成する機構であるともいえる。

しかし、時代とともに「古典的グルントヘルシャフト」をとりまく諸条件が変化してゆき、荘園の形態も生産物地代・貨幣地代へと変化する（これらの変化については当時西洋経済史の大きなテーマであった。詳細略）。加えて、気候変動（寒冷化）で農業生産が停滞する。激しいインフレが襲う。疫病・ペスト・戦争などで人口減少が起こる。結果、荘園の経営が立ちゆかなくなり、地代収入が大幅に減少する。こうして「中世が終わりをつげ、近世が始まるのは領主収入の危機によってである」（ブロック）と言われる状況が出現する。領主階層が地代収入を失って、一斉に没落し始める。貧乏貴族、悲惨の城などがいたるところに出現した。彼らが野盗・略奪団となって跳梁跋扈した。個別の領主はそれぞれの領地において支配力を失い、その没落によって、封建的義務とりわけ軍役義務を果たせなくなった。百年戦争期、英仏両軍において傭兵が大量に用いられ、戦争の中心的存在になったことがこれを示している。封建国家は、軍役義務を媒介にして、家臣を軍事的に編成した体制（封建的軍隊）であったが、これが機能しなくなったことは、封建国家が解体したことを示している。

百年戦争の終了後、軍事体制はどうなったか。中心的役割を担った傭兵軍はある種の矛盾を抱えていた。それは 戦争が終われば、傭兵は必要なくなるので、解雇する（いつまでも雇い続けるだけの資金はない）。解雇された者たちは、野盗・略奪団と化し、都市や農村に襲いかかる。討伐すればよいと考えられるが、まず、討伐できるだけの軍事力がない、と同時に、次の戦争のときには改めて傭兵と雇う必要があるので、彼らがある程度存在し続ける必要がある（王は「彼らには生きていてもらわなければならない」と言ったという）といったことである。封建的軍隊を復活させることは無理である（すべて消滅したわけではないが、担い手は衰退・没落してしまっている）、傭兵は矛盾を抱えている。これらが前提となって登場したのが、王の「常備軍」であった。これは封建的軍役義務による軍隊ではなく、国庫から給与を支払って維持する軍隊であり、戦争が終わっても解雇・解散しない軍隊である。この中に没落貴族の一定部分が吸収・再編成された。

さらに、封建国家においては諸侯・家臣たちがそれぞれ軍事力をもち、戦争の際に王のもとに召集され、王の軍隊が編成された。そして戦いが終わればそれは王のもとから解散され、諸侯・家臣たちはそれぞれの軍隊を引き連れて自分の領地に帰っていった。つまり、封建的軍事力は分権的であり、王のもとに常備されていたわけではなかった。これに対して、「常備軍」は王の下に集中され、かつ戦争がなくとも「常備」されている軍事力である点が特徴といえる。

王のもとへの集権化は司法の分野でも進行した。領主の農民に対する直接的支配（鞭の力）の制度化したものが領主裁判権であった（司法的支配）。個々の領主はそれぞれ独立的に裁判権を行使しており、原則として相互に審級関係はなかった（分権的）。「封建的危機」のなかで、この体制も機能しなくなる。王権は国王裁判所の系列を強化・拡大すると同時に、諸侯レベルの裁判所を国王裁判所に転換し（地方高等法院）、下級領主たちの裁判所を整理・補強し、国王裁判所の下級審に位置づけていく。下級審に位置づける際に導入されたのが「上訴制度」であった。

さらに集権化は財政の分野でも進行した。権力が使用する資金を「財政」とすると、封建国家において財政は集中しておらず、個々の諸侯・家臣たちが自己の領地から得るそれぞれの収入（領主収入）があって、彼らがその収入によって封建家臣としての役割をそれぞれ果たすことで権力は維持されていた。したがって一元的に集められた国家の財政といったものは存在せず、「財政」は、個々の領主の収入という形で分散的に存在したのであり、しいて「封建国家の財政」をいうなら、それらの（仮想的）合計がそれであった。しかし、

ここでも封建的危機によって、個々の領主収入が危機におちいると、国家の担い手としてのかれらの衰退・没落によって、封建国家は崩壊に向かう。この崩壊のなかから、軍事・司法は集権的な再編成が進行するが、この集権的体制のための財政が「王の租税」という形で調達されることとなる。つまり「財政」は個々の領主収入といった分散的形態から、王権のもとに集中化される形態へと再編される。「王の租税」を徴収するシステムが集権的な形態で形成される。

以上のように、封建国家の崩壊のなかから姿を現すのは軍事・司法・財政において王権のもとに集権化された新たな形態の国家である。これらの国家機構を担うのは王の官僚（軍事官僚・司法官僚・財務官僚）である。そして、衰退・没落した領主貴族たちの一定部分はこの集権的国家機構のなかに何らかの形で吸収されて、新たな国家の担い手となり、国家の財政によって養われることになる。このプロセスにおいて、領主貴族たちはかつては固有のものとして有していた軍事・司法・財政の権限が、彼らの手から離れて、王のもとへ集中化されていくのを見る。この局面で、王の集権化政策とこれに抵抗・対立する領主貴族たちの戦いを想定する考え方がある。しかし、上で述べてきたように領主貴族たちは王の集権化政策によって没落するのではない。そうではなく、彼らの経済的基礎の変動によって没落するのである。彼らは収入を失って没落し、その没落によって彼らは軍事・司法を担うことができなくなった。集権化政策によって奪われたのではなく、彼らの存在の基礎の変動（「危機」）によって彼らの手から離れていったのだ。そして、没落の淵から再浮上する道は、彼らの手から離れた軍事・司法・財政を王の下に集中化する体制を寄り集まって作り出し、その体制のなかに、新たな存在の場所を獲得することであった。そして彼らは「王の租税」による国家財政からの再配分を獲得する。こうして彼らは税の再配分のシステムとしての国家を作り出したのだ（権力の担い手たちへ、税のほか、諸特権・地位・名誉なども配分される）。したがって、彼らは基本的に集権的体制の促進勢力であったといえる。そして、さらにもう一つの促進勢力があった。都市の勢力である。彼らは封建国家の時代には基本的に支配の対象であるにすぎなかったが、金銭の力で集権的王権を支持することで、その体制を階梯として政治的特権・地位の獲得・上昇をめざしていく。なお、金銭によってポストを買うことができるという「売官制」が、都市の勢力（ブルジョワ）を権力の中に吸収する経路となったことも注目される（官職の売却代金が王の収入において税収をしのぐほどになっていくと同時に、いったん売った官職には給与を支払わねばならないので、王庫にとって重い負担となっていく。王の下への収入の集中と王からの

官僚への給与としての再配分)。

以上のようにして形成される集権的体制の総体が絶対王政国家である。そして、この集権的体制を形成・維持・運営するのに「税」が何にも優先して重要な意味をもつことがわかる。そこで、次の問題は、集権的徴税システムは具体的にどのように形成されたか、である。この問題を考えてゆくと「地方三部会」を扱う枠組みが見えてくる。

まず、徴税に関して王国はパリを中心とする直轄領とそれ以外の地域に分かれていた。そして直轄領において王は徴税を担当する官僚である「エリュ」をおき、その機関として各所に税務署を設置した。直接税であるタイコ税はこの税務署から各地域に割り当てがおこなわれ、各地の共同体を利用して徴収が行われた。間接税であるエド税はこの税務署を通じて徴税請負に出された。また塩に関しては、その流通を規制し、徴税もおこなう塩倉が各地に設置された。このように直轄領においては、王は原則として直接的に税を徴収できたので、「直接課税地域」と言われる。

直轄領以外の地域は、王国の周辺部にあり、旧諸侯の領地で封建時代以来の独自性が主張されていた。それらの地域では、税を徴収するときその地域の「同意」が必要とされた。そこで、王はその地域の同意をとりつけるため、地域の三部会を招集した。王は三部会に要求金額を提示、同意を取り付ける。三部会は同意した税につき、徴税のための組織をもって徴税をおこない、王のもとに納税する。地方の三部会を媒介にして徴税が行われるので、これらの地域は「間接課税地域」と呼ばれた。

以上、直接課税地域と間接課税地域をあわせて、王国全体から王のもとに税が集められる体制ができあがった。これが絶対王政期を通じて機能する集権的徴税システムの骨格である。

さて、これを前提にすると次のような議論が可能である。すなわち、間接課税地域について王権はそれぞれの地域の三部会（地方三部会）の同意を得なければならない。同意は与えられることもあれば与えられないこともある。したがって、徴税の可否は当該地方三部会の意思に依存している。となれば、王権はこの点で「制限」されていたのだ、と。ここから王権と地方三部会の「対立」を論じ、集権政策を進める王権とそれに対して抵抗する地方、という二項対立をみるという議論が生まれる。

しかしながら、これは次のような事実によって退けられる。まず、地方三部会を召集するのはつねに王権である。活動のイニシアティブは王権に握られている。さらに、三部会の姿勢は王の課税要求に対して原則的に「同意」であった。これは構成員のうち特権2身

分は封建的危機によって衰退・没落しつつあり、王権を中心とした集権的体制を作り出して、その体制からの再配分によって生き残ることを余儀なくされている。したがって、王の税を実現することが彼らの立場にならざるをえない。また、地方の三部会に召集されることは地方政治の場に地位を保つことを可能にした。都市勢力は三部会に参加することで地方政治に登場すると同時に、税の問題で影響力を行使しようとする（間接税を直接税に、など）。こうして地方三部会の実際の活動をみると、王の要求に対して原則的に「同意」を与えている事実を確認できる。なお、地方の「独自性」は実際の徴税に際して税種の選択、地方の慣習的徴税システムの尊重、あるいは地方慣習法の尊重などにあらわれた。ここに先述の二項対立は存在しない。逆に、王は地方三部会を巧みに利用することによって直轄領以外からも税収を確保し、王国全体をカヴァーする集権的体制を作り上げたのだ。

さらに、地方三部会のあり方は次のような仕組みによって規定されていた。すなわち、三部会が徴収する税のうち、王の金庫に入る部分は「国王本税」と呼ばれたが、その他に、地方予算があった。この地方予算は、地方有力者への贈与金や、代表たちへの手当、地方の土木工事の費用など、地方勢力の利害に関するものに当てられた。地方勢力にとって、国王本税による王の集権的体制からもたらされる利益のほか、この地方予算の獲得が直接的な問題だったのだ。そして、地方予算は国王本税への「付加税」として徴収されることになっていたので、国王本税が実現しなければ地方予算も徴集できないという関係＝仕組みになっていた。こうして、地方勢力は国王本税・地方予算の積極的実現という方向に向けられていたのであり、二重の意味で二項対立は存在しないと言える。

絶対王制は上述のように官僚による集権的体制を主軸として形成された。そしてこの集権的体制を幹として、それにぶら下がる形で、当時、社会・政治のなかに存在した「身分制的観念」にもとづく多様な諸制度・諸団体が生み出され、機能した。身分制議会（全国三部会、地方三部会）もその一つである。この国家はときとして（身分制的）諸団体によって構成されているように見え、それが主要な側面であるかのように論じられることがある（「社団国家」論など）。しかし、これら諸団体は王権からの地位・特権・名誉・金銭の配分によって成立し、存在しえたものである。そして市民革命において、身分制の廃止が掲げられたときその一環として、三部会もまた身分制的要素が除去され換骨奪胎して近代議会に転換したのであった。集権体制は近代国家に中央集権体制として引き継がれた。

以上のような理論的骨格のなかに位置づけて「地方三部会」を取り上げ、具体的にはオーヴェルニュ地方の三部会を材料として、「実証的」に検証したのが助手論文「地方三部会

の研究試論「フランス絶対王制の研究その1」である(のちに著書『国家と身分制議会 フランス国制史研究』に「第二部オーヴェルニュ地方三部会の制度」として収録)。オーヴェルニュを選んだ理由は、この地方が直接課税地域と間接課税地域の境界領域であり、両方の問題を検討することが必要であると同時に、両方の問題を見ることができるという興味深い地域であることによる。また、限られた時間かつ限られた収集文献の中で、「史料」編をともなうアントワーヌ・トマの著作が利用できたことが大きかった。

ところで、ヨーロッパの歴史学を見渡してみると、「身分制国家論」はじつは主としてドイツの学会で主張されていたものであることがわかってきた。これについて、それはドイツの「歴史的事情」によるという見解があった。つまり、事実としての歴史においてドイツには身分制国家が存在したからであるという見解である。しかし、事実としての歴史がそのまま歴史認識に忠実に反映して歴史像が形成されるというわけではない。歴史認識は認識主体の歴史意識に依存する部分があり、その歴史意識は主体の属する歴史的現実に対するその主体の思想的・実践的対応の中から形成される。このような視点からみると、ドイツの学会には、歴史のなかに「団体」の存在を強く認識して、その重要性を強調する傾向があったといえる。彼らの認識において、身分団体(シュテンデ)もその一つで、それが主君から与えられたのでは無い本来の権限をもち、議会(身分制議会)に集まることでその権限を行使する(課税に対する同意や立法への関与)。それは、権力を主君と分有し、対立することを意味するわけで、こうして権力は「二元主義」的構造をなすととらえられる。このような歴史認識は独特の「自由主義」と関連しているとエミール・ルースは指摘した。つまり、身分制議회를強化して、絶対王権を制限することで「自由」を、という思想と関連しているというわけである。それはともあれ、歴史認識はこのような問題をはらむとして、フランスではそれはどのように現れるであろうか。フランス革命において身分制の否定、団体の廃止(団結禁止)が行われたことが重要であろう。これをもって出発した近代フランスにおける歴史認識は、ドイツのそれとは当然異なることになるだろうと思われた。こういった関心のもとで、フランスの「自由主義」と歴史認識の関連を思想史、知識社会学などの知見を参考にして検討するといった論文を何編か書くことになった(のちに著書『国家と身分制議会 フランス国制史研究』に「第一部序説 身分制国家論」として収録)。

三 ヨーロッパ中世都市研究

助手論文が終わって、ヨーロッパの歴史関係の文献を少しひろく読んでいるうちに、日本の知的状況と大きく異なる点があることに気がついた。日本では「大塚史学」が大きな影響力をもっていた。そのため、ヨーロッパ歴史研究の中では西洋経済史が盛んで、『西洋経済史講座』（岩波書店）などが必読書ともいわれていた。学会では「社会経済史学会」、「土地制度史学会」などが隆盛だったと思われる。これらを通じて、歴史研究の中心を占めていたのはヨーロッパの農村研究であった。これに対して、都市に関する研究はほとんど無い、あるいは無いわけではないが、きわめて手薄であるという状態であった。偏りがある。これはわが国の歴史研究者における歴史意識の問題と関連していると思った。しかも、わずかにある研究も、ピレンヌ、プラーニッツ、ウエーバーの段階でとどまっていた。これは遅れている。彼らの研究からだいぶ時間がたっているのもっと多様な形で都市は論じられてははずであり、読み始めたヨーロッパの文献のなかにもそれは感じられた。

このような問題意識を背景にして、1971年3月に「比較都市史研究会」の立ち上げに参加することになった（年10回の例会。現在400回を超えて、続いている）。

この研究会ではじめに取り組んだのは「ヨーロッパ中世都市」であった。中世都市に関するわが国における一般的認識は、「都市の空気は自由にする」という格言がその表現である「自由と自治の中世都市」であったと思われる。ところが、フランス語の文献には「都市の空気は自由にする」はまったく出てこない。どうもこの格言の出所はドイツらしいと思われた。これだけで研究意欲はかき立てられる。これは事実としての歴史のレベルでこの格言で言われるようなことがドイツにはあり、フランスには存在しなかった、ということなのか。それとも歴史認識の背後にある歴史意識の違いに依存する現象なのか。これは問題の一例であるが、とりあえず、これまでのわれわれの一般的認識に対して、いまヨーロッパにおける都市研究はどんなこと状態にあるか（研究動向）をつかむことが急務のように思われ、研究会ではそれぞれの固有のテーマに即しながら、その方向で議論がおこなわれていった。

【コラム】「都市の空気は自由にする」について、この時期に、じつはわが国に先駆的研究があったことを知った。ここに記しておきたい。

わが国において、この法諺を一般に流布させてきた有力なルートは、高校の世界史教育であったと思われる。教科書をみると、中世の部分に「都市の誕生」とか「都市の自治権獲得」あるいは「都市の自治」という節があり、その欄外の注で「(都市の空気は自由にする)」という諺があるが、これは、農奴が都市に逃げて一年と一日住めば、自由な身分になれたことをいうなどと説明されていた(たとえば『詳解世界史 B』三省堂、1998年文部省検定済。その他、『詳説世界史』(山川出版社、1997年文部省検定済、『(新訂版)世界史 B』実教出版、平成9年文部省検定済も同様)。

こういった知識を基礎として、ヨーロッパ都市史の研究を志し、中世都市の文書類に取り組み始めたとき、研究者はそこにこの法諺が高らかに謳われていることを期待する。しかし、その期待は裏切られる。また、たとえばフランス都市史の概説などには、多くのばあいこの法諺は出てこないことに戸惑う。

こういった点にいち早く気付いて本格的検討を行った研究者がいた。ヨーロッパ都市史の先駆者、増田四郎氏である。氏は昭和16年に書いた論文においてこの問題を詳細に論じた*。

氏はまず、多くの都市文書に当たって、この法諺は、当時の史料の上に、このような形式では書かれていないこと確認している。ただ、形式を別とすれば、実質的にこの原則に関する文書上の記述は存在するという。

では、その記述はどのような現実的諸関係に関連するものであるか。氏は興味深い指摘をおこなっている。その指摘を理解するには、次のことを踏まえる必要がある。第一に、農村における領主支配と並んで、都市においても領主支配が存在したこと、第二に、領主の所領間で領民の移動が生じていたことである。これを前提にして、ある領民が他の領内に移住して、そこに満一年滞留すると、かれはいわばその土地に吸収されて、その地の領主の支配下に従属することになる。つまり、あらたな従属関係が生じるわけである。この原則を“Luft macht eigen”(空気は不自由にする)という(かりに 不自由原則 とする)。ここで、移住者は旧領主に対する従属からはなれるわけで、その限りでかれは旧領主から自由を獲得する。これを都市に関していえば、都市への移住者は都市民となって都市領主に従属する(不自由原則)とともに、旧領主に対する従属義務から離れる(解放される)。《都市の空気は自由にする》の原則(かりに 自由原則 とする)は、この解放の側面だけを述べたものである。法的関係としては、自由原則と不自由原則を一体のものとして捉える必要がある、と氏は主張している。となると、自由原則はもともと「都市の空気」

ではなく、単に「空気」であったにちがいない。それが、いつのまにか「都市の空気」となったと考えられる。

それは、この自由原則を謳う法諺がドイツ語で表現されていることから推測されるように、ほとんどもっぱらドイツ語文献にだけ登場する（他言語での表現もないわけではないが、それらはドイツ語からの翻訳である）という事情に関連している。増田氏は、この法諺がいつ、どのような形でドイツ語文献に登場するかを追跡した。それによると、この法諺の萌芽はJ.グリムの『独逸法古事学』に見られるという。ただ、ここにおいては、単にこの原則を文章で説明しているだけで、まだ法諺の形式をとっていないようである。それから20年後、E.Th.ガウプの名著『中世独逸都市法』においてこの原則が法諺の形式で記されるにいたり、以後、一挙に一般化したという。

以上のような検討のうえ、増田氏は、この法諺の成立は中世の史実の問題ではなく、むしろドイツ近世精神史の問題だという。19世紀ドイツにおいて、啓蒙思想に対する対抗思想として支配的思潮となった歴史主義（ロマン主義）が、過ぎ去ったドイツの歴史を必要以上に「理想化」し、「ドイツ化」した。そのなかにドイツ近代の輝かしい源流としての中世都市の美化もあった。こうして、この法諺は「都市の空気」に関するものとしてドイツの歴史書に登場することになったという。フランスのクーランジュは「ドイツ人は歴史のなかに愛国心を持ち込む」と言った。わが国では、これを無批判的に直輸入したわけだが、このことは、増田氏の表現をかりれば、わが国の近代精神史の問題として検討を要することとなる。それはともあれ、増田氏のこの論文があるにもかかわらず、「都市の空気は自由にする」はわが国で長い間支配的認識であり続けた。しかし、ここ数年、ようやくその後の研究状況が反映されたと思われ、教科書の叙述は見直されてきている。

*増田四郎『独逸中世史の研究』所収の論文「独逸ハンザ都市リュウベックの成立について」のなかの一節「所謂“Stadtluft macht frei.”の原則」（当時一橋大学大学院生だった江場真理子氏のご教示による）参照。【コラム終了】

われわれの研究会には、ドイツ、フランス、イギリスその他、それぞれ異なる地域を研究のフィールドにしている研究者が集まったので、そのことを積極的に生かすため「比較」ということを強く意識した。ただ、はじめは「比較」とはどういうことなのか、われわれの間で必ずしもはっきりはしていなかった。そのことを時として「似たもの探し」などと揶揄されたこともある。そこで「比較」の方法論的吟味を行うため、私はM.ブロックの

『比較史の方法』の翻訳をおこない、「比較の方法」の理論的構造を詳しく吟味した解説を加えて出版した。

この翻訳作業に関連して、M. ブロックをはじめとするフランスの「アナール派」の諸業績を集中的に勉強した。アナール派からは多くのものを学んだが、そのなかでも印象的だったのは、ブロックの盟友 L. フェーヴルの『大地と人類の進化』という著作であった。これは歴史学批判として書かれたものであるが、その中で彼は自然と人類の関係、つまり環境としての自然と社会的・歴史的存在としての人類の交渉の問題を歴史学は扱わなければならないにもかかわらず、従来の歴史学は前者の要素を欠落させてきたと批判していた。「地理的土台なしには、歴史の主動者である民族が、あたかも土というものが描いていない中国の絵画のおけるように、空中を歩いているように見える」というミシュレの言葉を引用していた。私はそれ以来フェーヴルのこの視点を強く意識してきた。フェーヴルのこの著作は 1922 年に書かれ、私がこれを読んだのは 1970 年代であるが、環境問題が広く語られるようになるのはそれからさらにのちのことである。

さて、ヨーロッパ中世都市について、第二次世界大戦後の（新しい）研究の動向を検討する作業の中から従来の中世都市論についてさまざまな問題点をつかみ出すことができた。それらには一部には「もはや問題ではない」とされながら、私からみると現在も問題であり続けていると思われるものもあるので、以下、それらを簡単に記しておきたい。

1. はじめに ヨーロッパ中世都市論に対する外部からの問題点の指摘

ヨーロッパの中世都市については、19 世紀以来、広く共有されてきた独特のイメージがあり、それが都市論の世界において特別な位置を占め、また問題点を内在させてきたといえる。まず、非ヨーロッパ圏の都市論からヨーロッパの中世都市論に対してなされた問題点の指摘をみてみよう。

(1) 日本都市史から

たとえば、1972 年に、わが国における従来の中世都市研究のあり方の批判的検討を試みた佐々木銀弥氏は、わが国の自由都市論が伝統的に西洋自由都市との比較考察にもとづいて、一定の発展を遂げてきたと述べ、これまでの研究をつぎの三つの潮流に整理している。日本にも自由都市・自治都市が存在することを積極的に認めようとする研究、

日本都市の自由・自治は限定されたものだったとする研究、日本都市には自由・自治は存在しないとする研究（佐々木銀弥『日本中世の都市と法』吉川弘文館、1994年）。

このように整理された諸研究のそれぞれを読んでもみると、われわれはあらためて、それらはあたかも無制限の完全自由をもつかのように理想化された西欧中世都市像を念頭におき、それを暗黙の基準として、日本都市の自由・自治の未熟さ・限界あるいはその不存在を議論していることに気付く。佐々木氏によれば、わが国の中世都市研究は、戦後の一時期ののち、沈滞状況にあるという。その原因は、ヨーロッパ自由都市との比較を中心とした方法上の行き詰まりだと氏は指摘している。ここには、ヨーロッパの中世都市像が日本の都市研究に与えてきた影響とその問題性が端的に語られている。

（2）イスラム都市論から

イスラム都市の研究史を整理した興味深い本がある。『イスラム都市研究 [歴史と展望]』（羽田正・三浦徹編、東大出版会、1991年）がそれである。著者たちは研究史を吟味したのち、イスラム都市論の研究方向を、「ヴェーバー流の都市論からの脱却」に設定するに至っている。著者たちが主張するその理由は概略つぎのようなものである。

これまでのイスラム都市研究はヨーロッパ的視点から、すなわちヨーロッパ都市との比較においてイスラム都市を記述するという方法が取られていた。具体的には、ヨーロッパ中世都市を構成する個々の要素、すなわち市民・法人格・自治・ギルド・市民蜂起などがイスラム都市に存在するか否かを探求するという方法である。しかし、そのような要素はイスラム都市には多くのばあい存在しない。その結果、イスラム都市の概念は「市民が存在しない」、「法人格がない」、「自治がない」、「ギルドが存在しない」、「市民蜂起も発生しない」といった否定的認識の束として構成される。つまり、イスラム都市はヨーロッパの特徴をまったく備えていない非ヨーロッパ的都市という否定的規定を与えられ、イスラム都市対ヨーロッパ都市という二項対立が語られる。しかし、イスラム都市に肯定的諸要素は見いだせないのか。こうして「真のイスラム都市は何か」を求める探索がおこなわれるが、青い鳥はいまだに見つかっていない、という。

ここまできて、著者たちは、重要な問いを発する。すなわち、イスラム都市を考えるのに、なぜヨーロッパとの比較が必要なのか、と。イスラム社会ははじめからヨーロッパ社会とは異質な存在である。そこにヨーロッパ社会の分析概念を持ちこむことがそもそも問題なのだとして、著者たちは激しい態度で、ヨーロッパ的視点を拒否するにいたる。「ヴェー

バー流の都市論からの脱却」がそれである。ヨーロッパ都市論は、もちろん多様であるが、著者たちは「ヴェーバー流都市論」にその代表的表現を見ているわけである（拙稿「イスラム都市論によせて - 比較都市史の最前線 - 」比較都市史研究会『比較都市史研究』第12巻第1号）。

以上の例から、ヨーロッパ中世都市の概念は日本都市研究およびイスラム都市研究に重大な役割を果たしてきたこと、そしてそのことに伏在していた問題が指摘されるに至っていることが確認できよう。この問題は、方法的にみたばあい、どのような性格の問題か。これは「イスラム都市論」が指摘するように、「ヴェーバー流都市論」そのものに含まれる問題と捉えることができると思われる。

（3） ヴェーバー都市論の問題点

ヴェーバーの都市論は理念型として構成されたものであることは周知のとおりである。では、理念型とはどんなものか。ヴェーバー自身の説明によれば「[理念型とは] 一つまたは若干の観点を一面的に高昇し、この一面的に高昇された観点に適合するところの、ここには多くかしこには少なく、ところによっては全く存在しないというふうに、ばらばらに存在している多くの個々の現象を、内面的統一性をもった一つの思惟像に結合することによって獲得される。この思惟像は、その概念的に純粋な姿では、現実にはどこにも経験的には見出されない。それは一つのユートピアである。」（『社会科学方法論』）。

都市の基本的に重要な要素として、たとえば市民を問題にするばあい、あるどこかの都市の現実の市民をとりあげれば、それは通常、自由・自治という点で理想的な市民とはいえない形で存在しているが、理論的に自由・自治という観点から不都合な部分を捨象し、好都合な部分を拡大して理想的市民象を構成する。都市共同体、都市法などについても同様の操作を加えて、それらを理論的に矛盾のない形に結合して全体的都市像を構成する。このような理論的操作によって形成されたものが理念型としての都市である。したがって、それは、そのままの形では経験的にはどこにも見出されないものである。

これが個別イスラム都市の研究に導入されたばあい、理念型としてのヨーロッパ都市を尺度として現実の個別イスラム都市が分析され比較されることになるが、理念型レベルの諸要素はイスラム都市には見出されず、結局、イスラム都市は「市民が存在しない」、「自治がない」等々の否定的認識の束として構成されざるをえない。

また、ヴェーバーの理念型には、世界認識の方向性が内在している点にも注意を要する。

すなわち、かれはヨーロッパ都市、近代資本主義、プロテスタントの倫理等々、多様な概念を組み合わせられて世界認識を提示する。それは西欧近代の独自性認識であった。それは、少し具体的にいえば、ヨーロッパには世界史上、合理的資本主義を自生的に生み出した唯一の文化社会である近代の西欧市民社会が成立したが、それはなぜかを説明する立場から概念構成がおこなわれているということである。西欧の独自性を説明する方向で概念構成された理念型を西欧以外の他の文化圏に適用すれば、必然的にそこにおける文化現象の西欧との異質性が浮かび上がらざるをえない。この意味でヴェーバーの理念型による認識は西欧の自己認識のための概念装置なのだ。

しかも、西欧が文明として最も進んだ形の・普遍的価値をもつ文明を実現したという立場にたてば、その他の文明は、これとの比較において、遅れた・停滞的な・その意味で否定的な・普遍からずれた特殊なものと認識される。こうして他の文明に対する（青木保の表現を借りれば）「否定的特殊性認識」が成立する。さらに、このような認識は、後者の社会にそのような状況・段階からの脱却、すなわち近代化を実践的課題として提起する。近代化は西欧化を意味するとすれば、西欧化はばあいによって植民地支配を正当化する。ここに「オリエンタリズム」の問題が発生するといえよう。

（４） 中世都市論へ

近代社会は西ヨーロッパにおいて、そしてとりわけ都市において形成された。わが国の都市論において先駆的研究を残した増田四郎氏は西ヨーロッパにおいて「都市の伝統はしっかりと中世に根をおろしており、中世を無視しては考えられないような内容を持ち、相貌を呈している」（増田四郎『都市』初版1978年、ちくま学芸文庫版、1994年）とし、その「市民的生活様式は、すでに人間生活一般の普遍的な徳とか理想といった形で理解されている」（同）と言っている。つまり、ヨーロッパ中世都市は近代社会の原型をなすものとして位置づけられ、歴史的認識価値を与えられているのである。もちろん、増田氏は中世都市と近代社会を無媒介に結びつけているわけではない。それは、「市民」という語が近代性を取得したときにおいても、その基本的な性格は、結局、中世都市において形成された精神（西欧市民意識）の次元をかえた再生に他ならないという形においてである（増田四郎『西欧市民意識の形成』講談社学術文庫、1995年）。

近年、「自由・自治」論的中世都市論の枠組みは、西欧の都市研究においても、日本やイスラムの都市研究においても、基本的に打破され、研究は新たな段階に進んだとされて

いる（たとえば、仁木宏・中谷惣・山崎覚士・山口智哉・高谷知佳「比較都市史研究の新たなところみ」（『都市文化研究』Studies in Urban Cultures, vol.12、2010年）。ここにおいて、枠組みは正面から打破され、克服されたのか、あるいは、問題関心が遷移しただけで、枠組みそのものは放置されているのではないか。この段階でこの「枠組み」は何だったのか、いくつかの点で、改めて振り返っておくことにしたい。

以上のような諸問題を念頭におきながら、都市論のなかで独自の意味を持ちつづけてきた西欧中世都市を対象をしぼり、その都市像を構成する基本的要素のいくつかを検討することにする。

* 比較都市史研究会がはじまったころ、やはり古典を勉強しようということで、早稲田・一橋などの大学院生と読書会をつくって、隔週ぐらいに集まってプティ＝デュタイイの『フランスのコミュン』を会読した。そのころ、「都市研究」というと、学会の流れから外れた感じで受け止められる時代であったが、それから何十年、いまや都市研究も一つのジャンルとして確立して、実証研究も進んできている。

2. 初期的都市形成と「自由」

(1) ビレンヌの「自由」

まず、「自由・自治」論的中世都市において中世都市は「自由な市民」によって形成されていたと考えられてきた。そこでその「自由」はもともとどのように論じられていたかを振り返ってみよう。もちろん、多様な論がある。その中から、しばしば「ビレンヌ・ブラーニッツ流の自由・自治都市論」といった形でつねにその名が挙げられるビレンヌの考え方を確認してみよう。かれは概略つぎのように考えた。

10世紀を過ぎる頃人口増加が生じた。土地で生きていける人間の数は限られているので、農村の余剰人口は、土地から引き剥がされて、施し・臨時雇い・傭兵・強盗などで生きるその日暮らしの放浪生活に身を投じる。そして、かれらの中から行商人となり、やがて幸運に恵まれて商売の規模を拡大し、仲間と共同して遠隔地貿易をおこなうような遍歴・冒険商人として成功するものが生まれた。このようにして、故郷を捨てた者や冒険者から商人が生まれた。ビレンヌはその典型として、11世紀の末ごろ、リンカンシャーで貧しい農民の子として生まれながら、貿易商として成功したゴドリックの生涯を取り上げている。

そしてかれらは旅行と旅行の間、海や川が旅行に適さない季節に、一時的に場所を選んで住居を定める。交通が便利で、かれらが持っている貨幣や財産の安全を確保するため、市壁等の防備施設がある場所としてシテヤプールがえらばれた。かれらはやがて定住生活へ移行して、都市の重要な担い手になっていく。

したがって、商業活動はシテヤプールの中から生まれるのではない。それはシテヤプールの外からやってくるのだ、とピレンヌはいう。かれらは、都市において外部からやってきた攪乱要因だった。というのは、そこには土地を所有し、裁判権を行使し、支配を行っている司教・修道院・伯・領主などの都市領主が存在したが、商人たちはよそ者としてその秩序のなかに外部から割り込むことになったからである。

商人たちはそこで、「自由」な者として扱われた。なぜなら、かれらは「自由」を獲得していたからである。どのようにしてか。ピレンヌはつぎのように説明する。かれらはわが身を故郷から引き剥がし、放浪生活に飛び込むことによって、農村の領主権から離脱するだけでなく、長期にわたる遍歴の結果、隷属身分の出身であるというかれの素性を知る者が身の回りには誰もいなくなり、事実上「自由」となった。かれらがシテヤプールにやってきたときも、かれらが従属身分の出身であることを誰も証明できないゆえに、人々はかれらを「自由」と扱わざるを得なかったのだ。

このようにして、かれらの「自由」の性格が明らかとなる。まず、第一に、この「自由」は市民によって、何か首尾一貫した思想や、理論的原則によって正当化されるものとして、あるいは自然権などとして「自由」自体のために追求されたといったものでなかった。「自由」は、従属身分証明不能によって、単に事実上発生した状態なのであった。この問題に近代的な諸観念を導入することのないよう注意しよう、とピレンヌは言う。

さらに、この「自由」が原理的なものでなく、それから生じる利益に関連しているにすぎないことは、たとえば、アラスにおいて、サン＝ヴァースト修道院の農奴たちに通行税免除が与えられているのをみて、商人たちは自由をすてて同修道院の農奴となることを欲した事例が示しているとしている。

第二に、かれらは周辺農村や都市内の他の住民の従属状態には無関心だった。ピレンヌは後者について特に言う。働く場を求めて都市へ流入する移住者の多くは、ほぼその周辺農村の出身者で、かれらはその身分を隠すことができなかった。かれらがその許から脱出してきた領主は、かれらを容易に探し出すことができた。また、かれらは都市にやってきたとき、相互にその素性を知る者に出会ってしまうのであった。

このようにして、手工業者の大部分は、都市においても、自由にはならず農奴身分のままだった。かれらは、領主が要求するとき、領主に従って、もとの村に戻らなければならなかった。商人たちは、自己周辺のこういった状態をそのまま受容していた。商人たちはシテやプールの既存の秩序の中に自らを定位することを求めただけで、「自由」を普遍化しようとはしなかった。かれらは革命家ではなかった、とピレンヌは言う（さしあたり、ピレンヌ『中世都市』、同『中世都市論集』佐々木克己訳）。

このようにピレンヌは都市内外の領主権の存在と自由との関係を論じていて、「自由」は遠隔地商人の自由として中世都市の秩序のいわば外側に存在するようなものとして説明されている。

ここから自由・自治論的中世都市をみちびいたとすれば、(理念型構成的方法によって)都市内外の領主権の問題を捨象したことになる。

(2) プティ=デュタイの都市住民

近傍農村から流入して都市住民となった者たちについて、ピレンヌは、かれらは「手工業者」となった と考えていた。これに対して、都市に流入しながら手工業者にもならなかった者たちの存在に注意を喚起しているのが、ライン川・ロアール川間の諸都市を研究したプティ=デュタイである。

周辺の農民は何を求めて集まってきたか。かれらは、ポスト・カロリング期の国家無き無秩序状態のなかで、略奪などに疲労困憊させられて、市壁や防備施設が提供する安全・保護を求めて集まった。そして、かれらの多くは集まった場所で引き続き農民のままで生活した。かれらはそこに菜園や果樹園をもち、また、郊外にある畑や葡萄園を手入れに出かけた。多くの都市の景観は、石造りの家屋はまれで、田舎風の住居が並び、菜園、家禽飼育場、納屋などもある大規模村落であった。このような状況は、次のことにも現れている。

ピカルディ地方の都市の文書に、都市としては奇妙な条項がある（このことにプティ=デュタイは注意を喚起している）。市民は一般に都市内居住が義務づけられ、違反者は市民権剥奪に処せられるのだが、その条項は農業のために一定期間市外で活動する（農作業に従事する）ことを認めているのである。それは種まきの季節、収穫の季節であった。これは、この地域だけの特殊事情ではなく、プティ=デュタイはイングランドの都市やドイツの都市についても、同様ことを明らかにした研究があることを指摘している。

以上のことから、都市住民の中には農民として生活する者も含まれていたと考えるすると、つぎの問題は、かれらが都市に移動したことにより、領主支配から逃れて自由になったか、であろう。この点で注目に値するのは、サンリスの都市文書である。ここでは、市民のなかの体僕（農奴うち従属の度合いが強いもの。市民の一部がこう呼ばれている）は定められた日にサンス（＝農奴が納める貢租）を納めなければならず、もし納めなければ、さらに5スウの罰金、婚姻について領主の同意が必要で、領主の意向に反して結婚したのも罰金とされている（プティ＝デュタイ『西洋中世のコミュン』拙訳。なお以下、引用ではこの著者名をPDと略す）。このようなサンス・婚姻制限はこの時代の農奴身分に標準的なものであり、この条項は、正式の市民のなかに、農奴身分のものがいたことを示す。つまり、都市に移住したからと言って、ただちに「自由」になったわけではなかったのだ。ランでは、都市共同体が教会や騎士の従属民を受け入れるばあい、当該従属民の主人（教会や騎士）の同意を条件としている。これらの条項は必ずしも例外的なものではない。

このように法文書から確認しうる「領主への従属の絆」を維持している都市住民の存在は、以下のような最近の研究と符合しているといえる。

（3）都市形成における領主制的契機

都市形成の初期的形態として、次のような現象が注目されている。司教座教会、修道院、領主の城塞の周囲に、近隣農民たちが安全・保護を求めて集住する。集住した者たちは、よりどころとした権力（聖俗の領主権力）の保護民となり、保護と引き換えに従属・賦課租支払の義務を負うという関係に入っている。この「保護」の内容が興味ぶかい。

ベルギーの中世史家 A.フルヒュルストによると、たとえば、トゥールネ市の例がよく知られている（フルヒュルスト『中世都市の形成』森本芳樹他訳）。そこでは教会の守護聖人である聖マリアに託身し、人頭税、婚姻料、相続料など農奴身分を象徴する負担を負う代わりに保護を与えられるものたちがおり、《聖マリア衆》と呼ばれ、トゥールネ市の市民の中心的部分を形成していた。かれらは教会から市内の土地の独占的利用権を与えられ、教会領地である市内への通行税、あるいは市内の市場における店舗税を免除された。また、教会の領主裁判権の参審人の地位も与えられた。こういった諸特権は、かれらが教会の従属者であることを理由として与えられたものだった。さらに、聖マリア衆の家系のものたちは、都市および周辺の封建的支配層と結びつき、その社会的地位を築いた。

トゥールネのほかには、アミアンの《聖フィルマン衆》、アラスの《聖ヴァースト衆》などが知られている。これらのものは領主権への従属・保護関係から最大限の利益を引き出しながら、都市の中心的担い手に成長していったのである。以上のような関係は、わが国においては、齋藤綱子氏によって全面的に明らかにされた。齋藤氏はこういった領主権との関係を「自由と隷属」の二面の属性をもつとされた。それまでは領主権は「隷属」を生み出すものとして「自由」に対立する否定的要素とされてきた。しかし、齋藤氏はここに「自由」の要素を認識した。この「自由」は保護・特権のことであるが、いずれにせよ住民たちには肯定的にとらえられる要素であり、彼らを引きつけ、都市形成を促進する要素にとらえられるにいたったのである。これは中世都市における領主権を否定的要素とみる視点から肯定的に見る視点への転換を画するものであった。(齋藤綱子『西欧中世慣習法文書の研究』1992)。

このようにして形成される集落が初期的都市だとすると、初期的都市形成は領主権力を核として、領主制的関係を媒介として進行したと見てよい。

以上のように、都市形成における領主制的契機を捨象せず、その存在を積極的要素として認識する視点にたつと、さらにいくつかの興味深い事実が見えてくる。まず、都市において、領主権は単一でなく、複数存在することがある。これらの領主権力は、都市内でそれぞれ支配領域をもち、それに対して領主権を行使していた。たとえば、都市には複数の領主裁判権が並存していた。粉ひき場・パン焼き窯の使用強制権といった領主権も領主毎に行使されていた。だから、外見的には一つに見える都市も、複数の領主権によって分割支配されていたのである。こういった状態は、多くの都市について、確認されている。たとえば、南フランスのアルルでは、都市はシテ、古ブル、新ブル、マルシェ地区の四つに分かれ、明瞭な境界線を持っていた。北フランスのランスでは、大司教、聖堂参事会、サン・レミ修道院、サン・ニケズ修道院の四つの支配領域に分かれ、別々の組織ができていた。このような状態をJ・エールスは都市の「多細胞的構造」と呼んでいる。そして、かれはこれをひろく西欧に見られる特徴だと指摘している。イングランド都市についても、同様の構造を析出した研究が出始めている(拙稿「中世の社会 都市と産業」山川出版『フランス史1』所収)。

こうして、従来、「自由な市民」的観点によって無視・捨象されがちであった中世都市における領主権の存在や、領主権に対する市民の関係という要素を、中世都市における諸関係を規定する重要な要因として、考慮しようとするのが最近の研究傾向であるといえる。

3. 都市の諸制度

中世都市では「自治」が行われていたという点はどうであろうか。まず、「自治」とは何か。それは、住民たちが、自ら都市を管理・運営するということであろう。管理・運営すなわち諸決定・行政実務を担当するものたちが、どのように編成されているかが問題である。かれらが上級権力によって任命あるいは設定されるなら、かれらは上級権力の代理人であって、かれらの活動は自治にはならない。自治といえるためには、かれらは自己の存在について、住民側に根拠をもたねばならない。多くのばあい、住民の共同体が形成され、それを土台として行政幹部が選出されるなどの形をとる。増田四郎氏はこの共同体を「全都市をうって一丸とした共同体」と表現して、都市論の中心においた（『西洋市民意識の形成』）。都市幹部がこのような共同体を基礎とするなら、かれらの活動は「自治」として正当化される。また、この共同体は、都市領主と対決してその支配を排除し、自治を実現する、その運動主体としても重視される。

(1) 「都市共同体」

この種の「都市共同体」の代表的なものとして挙げられるのが「コミュニン」であろう。しかし、コミュニンは「全都市を打って一丸とした共同体」であつたらうか。

ポスト・カロリング期の混乱と暴力の時代、住民たちが、個々人で生きていくのは困難であるという状況のもとで、《相互に助け合う》ことを誓いあって団体を形成した。この相互援助の宣誓共同体が、しばしば「コミュニン」と呼ばれた。アムの都市証書は「誰であろうとコミュニンに入ろうとする者は、その者の宣誓によってその者を受け入れることができるというのがアムのコミュニンの慣習法である」と定めている（PD 前掲書）。こうして、メンバーは宣誓者と呼ばれた。また、加入には儀式と加入金が必要であった。ノアイオンの都市証書は「誰かコミュニンに参加しようとする者があるときは、宣誓者たちの立ち会ひのもとで受け入れられなければならない。そして、彼らを証人として、新加入者が供する金銭が受納されるものとする」と定めている（PD 前掲書）。

コミュニンへの加入は必ずしも自由でなく、資格条件が付されていた。ランの都市証書によると、ランの聖俗の領主の従属民は、その主人の同意がなければコミュニンに受け入れられず、さらにある広さの土地・家屋・ぶどう畑などの不動産、あるいは一定以上の動

産（賠償を必要とするばあい、それを払えるだけのもの）の所有が必要とされている。

このような条件をすべての住民が満たしたとは考えられない。当然コミュニンに加入できないものたちが存在した。コミュニン非加入者は領主の許可を得られないもの、財産条件を満たさないもののほか、聖職者、聖俗領主の家内使用人たち、ユダヤ人など多数にのぼり、「部外者」（エトランジェ）と呼ばれていた。共同体成員はしばしば市民と呼ばれるが、市民は都市住民のなかの一部をなすにすぎない。したがって、市民が構成する都市共同体は、「全都市をうって一丸とした共同体」ではなく、住民の一部分による部分共同体ということになる。

（２） 都市共同体の幹部

都市共同体では、管理・運営を担当する幹部が選任される。かれらは宣誓者（ジュレ）、同輩役（ペール）などと呼ばれた。宣誓者とは役職に就任するとき宣誓を義務づけられていることに由来する。サンリスの都市証書には「コミュニンの管理の役に任命されたものたちは、誰に対してであれ、血縁あるいは愛によって何かを与えたりしないし、誰をも憎しみによって罪に落としたりもせず、自分自身の判断に従って、正しい判決を行うことを誓った」とある（PD 前掲書）。幹部の人数は、都市によって6、12、24、36など多様である。

これらの幹部が参審人（エシュヴァン）という名称をもつことがある。領主が主宰する伝統的な裁判集会において、もともと参加者のなかの任意のものが努めた判決発見人役が、しだいに特定の人物に固定化するかたちで生まれたのが参審人である。参審人が生まれると他の住民の裁判参加は必要的でなくなり、領主と参審人だけによる領主裁判所が成立する。こうして、参審人は領主裁判権の一部を担うという性格と、事実上指導的住民がそれに任じられることから、住民代表的性格とをあわせもつことになった。都市にも領主の支配領域として領主裁判権が存在したから、トゥールネにおけるごとく、しばしば有力市民が参審人となっている。この参審人が住民代表的性格を強めたとき、都市共同体の幹部とみなされることがあるわけである。

幹部集団の筆頭者が首長（メール）である。中世語としての「メール」は、農村の荘園におけるばあいも含めて、何らかの住民共同体について、その長を指す。荘園のばあい、首長は領主から任命されて、諸貢租の徴収を担当し、ついでに警察や一定の行政的任務も果たす立場の人間であり、かれは多くのばあい隷属身分に属したままであり、共同体と領

主の間の媒介者的役割を担った。都市共同体の首長の選任は、宣誓者たちによる互選、共同体集会での選出、共同体側が複数の候補者を示し、都市領主がその中から指名するなど、多様である（PD 前掲書）。

以上の幹部は、「全都市をうって一丸とした共同体」の幹部ではなく、さしあたり、部分共同体の幹部であることに留意すると、かれらは都市全体の問題を管轄しただろうかという疑問が浮かぶ。

（3）市民団体の役割

この問題を考えるのに、まず、パリが格好の材料を提供する（拙稿「中世パリの都市環境」『比較都市史の旅』所収）。パリには、王権をはじめとして司教、司教座聖堂参事会、諸修道院など多数の領主権が存在し、主要なものだけでも10を超えていた。それぞれ独自の制度を設けて、自己の支配領域にたいして行政権・裁判権を行使していた。このパリ市内でもっとも大きな部分を支配していたのは王である。王は代官としてパリ奉行をおき、その庁舎は「シャトレ」と呼ばれた。

以上はパリの領主側の体制であるが、住民側の体制としてはセーヌ川水運業組合が目目される。これはパリの有力商人の組合であり、コミュン型の宣誓共同体ではない。だが、この組合は、商人組合長（プレヴォ・デ・マルシャン）を長とし、四人の参審人を幹部スタッフとして、資金力・人材の面で大きな力を持っており、自分たちの団体の管理・運営のほか、王から統治業務のさまざまな部分を委託され、請け負っていた。

団体の固有事務としては組合資産の管理・運用が中心となる。たとえば、セーヌ川岸の一部を所有して、そこに船着き場・市場を設置し、利用者から税を徴収した。セーヌ川のいくつかの橋の管理権を手に入れ、管理者として橋守を配置して、橋下の船の通行を管理し、通行税などを徴収した。また、穀物計量人、ぶどう酒呼び売り人、薪・炭・塩などの計量人の同業組合の監督・管理権を握っていた。

これに対して、市壁建設、橋の工事などについて、王は水運業組合にその工事を委託して実行させた。そして、その費用を税でまかなうばあい、税の徴収事務も委託した。

こうして、この組合は公共的事業を担当し、住民から税を徴収する事務も行っている点では、事実上、都市の行政当局といえる役割を果たしている。だが、固有事務は、土地所有権と橋管理権などの「所有」を根拠としたもので、一般領主が自分の所有財産を管理する活動と同質であるし、王からの委任・請負業務も一見公的業務のようだが、組合長・参

審人も住民共同体からの権限委任を受けているわけではない。かれらはパリ全体を管理・運営する市政体をなしておらず、一同業者組合の活動にとどまる。水運業組合を都市内にある一つの部分共同体だと考えれば、商人組合長たちはその部分共同体の幹部であり、コミューンの幹部と類似していると言える。

世俗事件に関する裁判権の状態をみると、パリには国王裁判所（パリ奉行のシャトレ裁判所）、領主裁判所（パリ司教、ノートル・ダム聖堂参事会裁判所、その他教会・修道院の裁判所）そして、セーヌ川水運業組合の裁判所（商人組合長と4人の参審人による）の3種類が並存していた。

こうして、都市には全住民を包括して「打って一丸とした」都市共同体があり、それを基礎として都市の幹部が選ばれて市政体を形成し、それが都市全体を対象として管理・運営、すなわち自治を行っていたというのがいわゆる都市自治論だとすると、現実はずしもそうではないことになる。事実のレベルでいえば、都市には領主権の行政・司法と都市共同体のそれが並存し、機能を分担しあっていた。一方が他を排除して、独占的支配を実現するという体制は見当たらない。むしろそれらの関係は補完関係といってよい。

（４） 都市における裁判権

この関係は、裁判権において、いっそうよく見ることができる。コミューン都市サン＝カンタンの例をみてみよう（PD 前掲書）。サン＝カンタンには三つの裁判所があった。まず、伯の裁判所。これは城主が代官として担当し、高級裁判権を行使した。第2は参審人裁判所。これはサン＝カンタンではコミューンの裁判機関ではなく、「君主」のそれで、この都市を中心とする支配領域の民・刑事のすべてを管轄する地方裁判所であった。参審人はここでは領主側の制度として機能しているわけである。第3に、首長の裁判所。これは「コミューンが侵害された」と判断されたときのみ活動するもので、事件一般を普通に扱うものではなかった。コミューンは中世語で「平和」つまり秩序を目的とした相互援助の宣誓共同体であるから、何らかの事件（たとえば殺人事件）によって平和が侵害されると、コミューンが侵害されたと判断して活動を開始する。その事件は伯の裁判所や参審人裁判所においても取りあげられるが、それとは別にコミューンは平和侵害の観点から取りあげ、他の裁判所の処罰があっても、それに加えて、追放、家屋の破壊、復讐など集団で行使する型の処罰を課する。

ここで注目される点は、首長の裁判権は、伯・参審人の裁判権の一部を奪い取って成立

したものでなく、それとは別個に並列的に存在するという点である。都市全体の司法的秩序という観点に立つと、三つの裁判権はそれぞれの活動分野をもっており、全体として都市の司法的秩序を維持している。首長は、客観的にみると、司法的秩序の一部を分担し、前二者と補完関係にある。

ルーアンには、国王裁判所、教会裁判所そして首長の裁判所が、管轄をわけあって並存していた。教会裁判所は教会関係事件や姦通をはじめとする婚姻関係事件などを扱った。国王裁判所は殺人・強盗などの高級裁判権事件を、そして首長の裁判所はその他の残り、つまり世俗・下級裁判権事件を扱った。つまり、三者で管轄を分け合っているのだが、相互に無関係というわけでない。国王裁判所に首長が参加しているのである。何のためか。国王裁判所で扱われた事件で都市の秩序が侵害されたとみなされたとき、国王裁判所による処罰とは別個に首長が犯人の家屋破壊など（一般人間社会における住処を奪うという象徴的行為）の措置をとるのである。つまり、首長は世俗・下級事件を分担すると同時に、コミュニティ本来の機能も果たしていたわけである。

4. コミューン（都市反乱）

ハンス・プラーニッツは中世都市の歴史を2段階にとらえた。第1は都市領主の時代（10、11世紀）で、行政・司法の全権力は都市領主に帰する。第2は都市共同体の時代（12、13世紀）である。この時代には、プラーニッツによると、都市内のあらゆる分子、自由民、隷属民、不自由民が一つの団体に結集する。つまり、全市民が参加する共同体が形成される。この共同体がコミュニティなのだが、これこそ都市領主の支配を揺さぶる力をもつものだった。コミュニティは都市領主の支配に対して反乱をおこし、自治をもぎ取るに至る。かれは「コミュニティ叛乱、・・・それは一つの革命であった」と言う。このようにして、コミュニティの反領主制的性格、宣誓共同体結成の目標は自由・自治の獲得であることが主張されている（さしあたり、プラーニッツ『中世都市成立論』鯖田豊之訳）。

わが国において、西欧中世都市像の流布に大きな影響を与えた増田四郎氏は「コミュニティ運動とは何であるか。・・・それは結局・・・全市民が領主に対して闘争を展開し・・・非常に近代的な原理に則る恒常的な法（体）制を確立した革新的運動である」と述べている。

彼らのこういった認識の背後には、19世紀の「市民革命」のイメージがあり、それと

ダブらせてコミューンを語っているという点に両者の共通点がある。

このような認識は彼らだけのものではなく、19世紀に大きな影響をもった一つの潮流でもあった。代表的歴史家をあげれば、オーギュスタン=ティエリ（19世紀半ばに活躍）などがそれであろう。かれは「12世紀の一連の市政革命は、今日、多くの国々で（新しい）憲法体制を広めることになった運動に類似したものを示している」と述べている。これについて、現代ベルギーの歴史家フェルコートランは、「[ティエリたちは]中世コミューンに1789年の革命、そして1830年の革命（七月革命）の先駆形態をみたのだ」と解説している。結局、これらのコミューン論は、旧支配体制の打倒、自由の体制の実現という点で、19世紀の市民革命の要素をそのままコミューンに認識しようとしたものであった。認識の歴史性を顕著に示す事例であると言える。そこで、以下では、この視点からこれまで見落とされがちであった点を、いくつかの事例に則して検討してみよう。

（1）ル・マンのコミューン（1070年）

史料上最初のコミューンとされるのはル・マンのそれである（PD前掲書）。進出してくるノルマン人勢力と在地勢力の抗争・混乱の中で、在地の有力者の一人ジョフロアがこの地方の事実上の支配者となり、かれが新税徴収を企てたとき、ル・マンの住民たちはこれに反対して、コミューンを結成した。彼らは同時にこの地方の有力者たちにコミューンへの参加を求めた。これは、都市住民がイニシアティブを執った点で都市コミューンの性格をもつとされる。ついで、コミューンは、ジョフロアに新税徴収の中止の宣誓を強要した。新税反対は、同時代の人々の了解では、ちょうど展開し始めた神の平和運動の一環であった。なぜなら、慣習的に認められた負担以外の税＝新税は、慣習的秩序に反する点で恣意的課税であり、かつ、貧者に対する不当な金品の要求である点で、神の平和の「貧者の財産を奪うことの禁止」に触れるというわけである。

やがて、団結によって力をえたコミューンは、手当たり次第、城・砦の襲撃、放火、不当な処刑といった悪業に走ったすえ、数々の不正で人々を悩ましてきた元凶的存在として近隣の有力領主ユグ・ド・シレへの攻撃を決定した。周辺地域に広く伝令をとばして、呼びかけた結果、十字架と教会の旗をもった司教や主任司祭たちに先導された軍隊が形成された。しかし、この軍隊は訓練も規律もない集団であった。まもなく裏切りの風説が広まると、この軍隊は自壊して、ル・マンのコミューン事件は終了する。

この事件において、近隣領主たちに参加を求めてコミューンを補強しようとした点、広

く周辺地域の住民からなる軍を形成した点、ユグ攻撃の理由が平和を攪乱しているというものであった点、民衆軍の先頭に立ったのは司教などの聖職者であったことなどの点において、神の平和運動と通底する性格をもつとされる。また、はじめ市民たちのイニシアティブがあり、やがて司教がその精神を代表する広域的運動となり、運動領域が教区全体に広がった点で、教区コミュニオンという性格をもつともいわれている。都市コミュニオン、教区コミュニオン、神の平和運動の三者は、運動の領域的広さの点で異なっているが、その運動が平和の実現すなわち秩序形成という時代の課題に向かっていたという方向性において共通しており、三者は秩序形成運動のヴァリエーションであったと言えるだろう。

(2) ランのコミュニオン (1111~12年)。

この事件は、ノジャン修道院長ギベールが残した自伝 (=つまり同時代史) の中に、詳しく語られている。

ギベールはコミュニオンの設立の経緯をつぎのように説明している。ラン市では、当時、圧迫・強奪・暴力・略奪など無数の無法が蔓延していたので、この都市の副司教、聖職者たち、その他有力者が集まって、事態の解決にはコミュニオンの設立しかないと判断して、それを提案、かつ、宣誓によってそれを確認したというのである。これに際して、市民の側から多額の金銭の提供があった。目的は無法を無くすこと、すなわち秩序を実現することであり、イニシアティブをとったのは副司教、聖職者たち、有力者である点で、神の平和運動と共通する。市民は資金を提供しただけであり、その参加は第二次的である。

これはラン司教ゴドリの留守中の出来事であった。司教ゴドリは破廉恥で野蛮な、戦いと狩猟にしか興味がない男で、聖職売買のうわさもあった。そして、金銭に貪欲で、市民に対して恣意的な課税を繰り返していた。また、身辺に黒人の死刑執行人をおいて、政敵・反抗的人物を暗殺・逮捕・拷問・殺害などを行わせていた。つまり、かれはランにおいて無法の限りをつくして、市内に蔓延する無秩序の元凶的存在であったのである。

帰ってきたゴドリは、コミュニオンの設立に不平を述べ、都市内に入るのを拒否した。市民たちが多額の金銭を提供すると、納得し、コミュニオンを尊重することを誓った。コミュニオン側はさらに保証を求めて、国王に献金し、コミュニオンの確認を獲得 (1111年) した。こうして、コミュニオンは金銭と引き替えに、司教の承認と王による確認を得て、確立された。

これによって、ランにどのような状態が生まれたか。ギベールは次のように語っている。

「コムニオン、これは新奇で唾棄すべき名称だ」が、次のごときものである。人的隷属に束縛されている者は、主人に対する通常の貢租を年に一度支払う（負担の定量・定期化）。彼らが法を犯した場合には、刑罰も不定で、領主の胸先三寸だったが、法定の罰によって償うことになった（刑罰の明確化）。要するに、司教の領主制的支配そのものを排除したのでなく、その内容を明確化して、恣意の介入する余地を縮小したのである。

こうして、コムニオンはゴドリの無法に制約を加えることになった。ゴドリはそれに我慢できなくなって、コムニオンの破棄を画策する。王がこの都市を訪れたとき、王に七百リーブルを献金して、コムニオン廃止を求めた。これに対抗して、コムニオン側も献金を計画して資金を集めたが、献金できたのは四百リーブルにとどまった。結果、王はコムニオンを破棄した。しかし、さすがの王も身の危険を感じて、翌朝ひそかにこの都市を離れたと伝えられている。

ことはそれで収まらなかった。ゴドリは、献金分を取り戻すため、七百リーブルの新税を市民に課したのである。「コムニオン、コムニオン」という呼びかけで市民は蜂起した。地下室の樽の中に隠れたゴドリは、引きずり出されて、斧の一撃で殺された。(1112年)。

このコムニオンを研究したフェルメースは、この蜂起は革命的性格をもたないと評価している。この暴力は、ゴドリの無法に対するものであり、問題は領主支配体制そのものではなく（じっさい、まもなく別の司教が任命されてくる）、司教ゴドリの無法・恣意的支配に対する抵抗だった。1128年、国王によって、コムニオンが再建されたとき、その証書はコムニオンを「余の有力者およびラン市の市民たちの合意と助言によって余が設立した平和の制度」と呼んだ（さしあたり、PD「フランス中世都市における誓約団体 コムニオン」=B 拙訳、『専修大学法学研究所所報』no.41 所収）。

（3）コムニオンの特徴

最初に指摘した問題に戻ってみよう。ブラーニッツや増田四郎氏はコムニオンは市民を担い手とする反領主制的反乱であると主張した。しかし、事態はそう簡単ではない。

まず、コムニオンは都市だけでなく、農村においても形成されたことをプティ=デュタレイが指摘している。コムニオンの担い手は市民だけではないのである。また、先に挙げたル・マンとランの例は反乱を伴うコムニオンである点で、じつは例外的事例なのである。大多数のコムニオンは蜂起・反乱を伴わず平和的に形成された。

ついで、ル・マンやランに見られるように、コムニオンの担い手に領主側の人間が多数

参加していることが注目される。ランでは、副司教、聖職者たち、有力者などがコミュニオンを設立した。市民たちは後から参加し、しかも、金銭提供という形での参加であった。ル・マンでは、市民がイニシアティブをとったが、近隣領主たちに参加を呼びかけている。このように、他の事例も含めて、運動の担い手に注目すると、コミュニオンに一概に反領主的性格を認識するわけにはいかないのである。

ところでル・マンやランでは武装蜂起があり、領主を攻撃している。これは反領主運動ではないのか。しかし、ル・マンのそれは、恣意的課税への抵抗で、これは、当時の時代的文脈では「神の平和」の流れに属するものだったし、ユグ・ド・シレ城の攻撃も、神の平和を攪乱する元凶に対する攻撃であり、いずれも、領主制そのものを攻撃対象としたのでない。ランでは、ゴドリに対する蜂起があった。だが、それは、日常的悪行・裏切り・強奪・不当徴税など、かれの個人的素行を原因とするものだった。

最後に、コミュニオンの目標は自由・自治の獲得であるとされてきた点についてみると、ランのばあい、目的は無法を押さえることであり、ル・マンのばあいは、神の平和と目的を共有するものだった。その他、どのコミュニオンをみても、明示的に自由・自治の獲得を掲げたものは見当たらない。コミュニオンの目標は当時の言葉でいえば「平和」の実現であった。これは多くの文書において、コミュニオンが「平和の制度」(*institutio pacis*)と呼ばれていることに端的に表現されている。

以上のことは、時代状況を考えると、いっそうよく理解できる。時代背景としては、ボスト・カロリング期の国家的秩序が解体した状況のもとで、その中で、多様な仕方でも自生的秩序形成が進行する。それらは神の平和、シャテルニーの形成、神の休戦、諸侯領の形成などの形をとって進行し、やがて、封建王政の成立に至る。この時代の課題は「秩序の形成」であって、領主制の打倒などではなかった。むしろ、領主制も秩序形成の一要素であったのである。

(4) その後のコミュニオン

コミュニオン運動は、秩序維持権力が存在しない状況のもとで展開された秩序形成をめざした多様な運動の一つであった。だから、王権を頂点とする秩序形成がある段階まで進むと、前提が変わることになる。コミュニオンはその存在の安定性確保のため、はじめは領主権力などに承認・保証を求めたが、ある時期からもっぱら王にだけこの承認・保証を求めるようになる。そして、フィリップ・オギュストの時代になると(12世紀末から13世紀

初頭) 王とコミューンの関係はいっそう密接になる。それまでは、王はコミューン側から求められて、承認を与えるという関係であったが、彼は、コミューンに積極的支持を与え、かつ、コミューンが無いところに結成を促すようにすらなつた。王権の姿勢変化の理由は、諸侯とイングランド王権に対抗しつつ、王権を確立するために、コミューンを拠点としようとしたことにある。この時代は「フランス史上、王権とコミューンの関係がもっとも円満であった時代」といわれている。

王とコミューンの法的関係にも変化が生じた。両者の関係は封建契約に近似したものとなった。第一に、王はコミューンに軍事力を期待して、コミューンに軍役奉仕を要求している。この軍役奉仕は一般の封建家臣の軍役奉仕と同一の名称(「遠征と騎馬巡行」)で呼ばれている。第二に、軍役以外の義務の中に「三つの場合の援助義務」(すなわち、主君が捕虜になったときの身代金援助、主君の息子の騎士叙任、娘の結婚の資金援助)が含まれている。第三に、コミューンは王に対して誠実の宣誓(封建家臣が行う宣誓である「オマージュ」)をおこなっている。このように、封建契約がもつ基本的要素を備えていた。こうして、コミューンは、封建的権力構造の中で領主階級と同列に位置づけられた。このようなコミューンを「集団領主」と呼び、この側面はコミューンの封建的性格といわれる。

聖王ルイの時代(13世紀半ばを中心に)に王権の伸長は頂点に達した。国王顧問会議が中央政府として確立し、裁判所・行政機関などが全国規模で整備されてゆく。社会的には、これらの諸機関のなかで活躍する法律家が目立つ時代となった。彼らの社会的権威が高く、影響力も大きい「法律家の時代」の到来である。12世紀から始まるローマ法の復活をうけて、法律家たちは、コミューンを扱うのに、ローマ法の法人格論を適用した。コミューンが王から承認された団体として、特権を主張しうるためには、法人格としての諸要件を備えることを必要とされた。こうして、コミューンは理論的・制度的に形を整えたといえる。この時期、コミューンの数は最大になった。だが、逆説的だが、この時期からコミューンは衰退の過程に入る。つまり、王権による秩序形成が実効性を発揮した結果コミューンは平和という目標を失い、かつまた、法人格論によって制度化されることによって、本来の活力を失って、形骸化し、単なる特権団体と化す。

さらに、衰退の過程が進行する。コミューンは王による承認と引き替えに、多額の金銭負担を課せられており、また、機会あるごとに、資金援助を要求され、財政難にあえいでいた。内部の財政運営の不手際によっても窮乏が深刻化した。どのコミューンも借金が累積して首が回らない状態に陥っていた。さらに、少数の有力者による寡頭支配が形成され

た。かれらは統治活動のなかに多様な利得のチャンスを見つけて、蓄財に利用した。公金私消、権力の濫用、利益の多い徴税請負、不法入札、投機、高利貸付など、目に余るものがあった。こうして、コミューンは利己的で金権的体制に変質していった。この寡頭支配体制は、コミューン都市だけでなく、他のタイプの都市も同様であったが、王の直接支配下の都市などでは、しばしば、王によって有能な役人が送り込まれて、財政再建が行われた。だが、コミューンは法人格をもつ特権団体なので、建前上、王権は内部には直接は介入しないため、事態は悪化した。指導層の人材不足も重要な要因であった。王権の確立とともに、活発な活動を展開する王権の諸機関が有能な若者を吸収した。都市には凡庸で、私利私欲しか念頭にないような者しか残らなかったと言われる。

14世紀前半は「コミューンの壊滅の時期」と言われる。衰退が急速に進行し、多くのコミューンがいわば自己解体していった。

サンスは、コミューンを自発的に放棄した最初の都市（1318年）として知られている。何人かの住民が王（ルイ10世）のもとに赴き、首長をはじめとする幹部の悪しき行政について訴え、コミューンの廃止を求めた。財政事情が主な原因だったようである。すなわち、この都市の経済活動は活発でなく、コミューンも財政規模は小さかった。1147年に、この都市の修道院長殺害事件が発生し、コミューンが責任を問われて巨額の罰金を科せられた。これ以外にも、様々な負担が蓄積されていた。これらをコミューン・メンバーが負担するわけだが、耐えきれなくなって、脱退する者がではじめた。富裕な者の間に、負担を回避するためコミューン会員になるのをやめるものもでた。

訴えを受けた王は、役人を派遣して、コミューンの集会を開いた。首長派はコミューン維持を主張したが、少数にとどまり、大部分のメンバーはコミューン廃止を主張したという。コミューンは廃止され、王の代官（プレヴォ）が派遣されて市政を掌握した。1326年、高等法院はコミューン廃止を正式に決定した。このほか、自発的破棄の例はプロヴァンその他で知られている。

こうして、この時期、大部分のコミューンが衰退し、その多くが解体した。残ったものも新たな状況の中で、変質し、別の制度に転換してゆくことになった。（PD前掲書=A；PD前掲『所報』no.39,40,41,43,44,45=B）。

5. 都市法

プラーニッツの中世都市二段階論によると、中世都市はコミューンによって旧体制を破棄して、自由・自治の体制を実現し、都市共同体の時代に入る。これによって、都市住民全体に対して権威をもつ新しい自由な都市法が確立する。

この主張は次の二点を含意している。第一に、新しい自由な都市法を確立したというから、都市法は立法による新しい法として成立したこと、第二に、都市法の内容は自由・自治を保証するものであることである。こうして、都市法は、法形式からいうと、立法によって成立し、自由・自治を内容とする点が特徴をなすことになる。

また、中世都市は法制的には特殊法域をなすと、これまで考えられてきた。何に対して特殊か。それは都市の外、すなわち、農村に対してである。農村は人々に従属を強いる封建的法体系によって支配されるのに対して、都市は、自由・自治を内容とする都市法の世界であったという、都市・農村峻別論が行われてきた。日本史の側において、今日でも「ヨーロッパ中世において 都市法 は、封建領主の支配を受けない都市特権を確保した自治都市の都市統治のための法という性格をもつものとされる」という理解がみられる（塚田孝「都市法」、吉田伸之・伊藤毅編『伝統都市』所収）。

以下、これらの点を検討してみよう。

(1) 都市法の成立形式

プラーニッツは、「新しい都市法はまず、コミューン証書として出現した」（プラーニッツ前掲書）と主張している。このコミューン証書を網羅的に検討したのが、プティ=デュタイである。そのプティ=デュタイによると、コミューン証書は《コミューンの承認》と《慣習法の確認》の二つの要素からなる。たとえば、ノアイオンの証書では「余の祖父が設立し、その慣習法とともに確認し、ついで余の父がそれを維持したノアイオンのコミューンを、したがって余もまた、同じコミューンをその慣習法とともに承認し、確認する。慣習法は以下の通りである。」とある（PD-A）。このような形で、表現は少しずつ違っているが、二つの要素を含む証書は他の多くの都市において見られる。ここで、コミューンの承認は前章で取上げたので、法の問題に限定すれば、証書は慣習法を確認した文書であるといえる。

では、慣習法とはいかなる存在か。それは、当該地域で自生的（自然発生的）に形成され、長い間かかって蓄積されるもので、人々の意識において「古来の法」という特徴をもつ。それは立法という行為によって新しい法として成立するものではない。だから、証書

は、新法の定立形式でなく、既存の慣習法の採録・確認の形式なのである。

ここから重要な結論を導くことができる。すなわち、慣習法は古来の法であるから、証書作成時点（コムニオン承認）以前にすでに存在する。したがって、この慣習法が都市法だとすると、都市法はコムニオンによって立法されたものでない。証書によって変わったのは、不文の慣習法が明文化された法になったことである。

この点については背景的事情として、この時代における法のあり方の一般的特徴を想起する必要がある。この時代、大部分の法は不文の慣習法だった。都市であれ農村であれ、領主と住民の法的関係は、両者の長期にわたる関係の中で形成された慣習法的諸規則を中心としていた（不文の慣習法）。しかし、12、13世紀から、これらが多様な形態で採録・成文化され始めるのである。その主な形態をみよう。

（2） 慣習法採録・成文化の諸形態

まず第一は、コムニオン証書のような証書の作成による成文化である。証書作成は、領主側の一方的行為による、あるいは住民と領主側の共同作業によるなどさまざまである。これによる証書は通常《慣習法証書》と呼ばれる。住民の慣習法的状態をフランシーズ（免除）という地域では、《フランシーズ証書》（免除権証書）と呼ばれた。この形式は都市に限らず農村にも広く展開したこと、および、ある文書がモデルとして周辺地域に（都市、農村の別を超えて）広く伝播するという現象が見られる点で注目される。後者の例として、《ロリスの慣習法証書》、《ポーモン・タン・ナルゴンヌの慣習法証書》、《ソアッソンのコムニオン証書》などがよく知られている。こういった事情をふまえて、フランス史では「都市法」という独自のカテゴリーを用いず、それらを慣習法論のなかで扱っている。

第二は、私的著作としての地域慣習法の記述である。もと実務家などが、実務上の便宜のため、あるいは学問的関心から慣習法に関する著述をした。『甚古慣習法』『大慣習法』（以上二点は、ノルマンディの慣習法）、『聖王ルイの法令集』（トゥレーヌ、アンジュー、オルレアン地域の慣習法）、『友への助言』（ヴェルマンドア地方の慣習法。ピエール・ド・フォンテーヌ著）、『ボーヴェジ地方のクレルモン伯領の慣習法』（ボーマノアール著）などが知られている。主として13世紀以降盛んになる。

第三は、裁判の過程での慣習法採録である。裁判において適用すべき慣習法について、公知性が疑われたばあい、有識の者を呼び出し、当該問題についての鑑定を求めた。この調査手続きは《証人団からの慣習法聴取》（アンケート・パール・チュルブ）といった。

鑑定結果ははじめ口頭であったが、のち文書となった。

その後、1454年のモンティル＝レ＝トゥールの勅令によって王国の全裁判所に管区内の慣習法編纂を命じ、国家的事業として、慣習法の編纂が開始された。

コミュン証書は上記の第一の形態に属し、その作成は、法の歴史からいうと、以上のような多様な形で進行する慣習法成文化の一環をなすのである。

(3) 慣習法の領域性

都市に妥当する慣習法が存在するとして、その妥当の空間的範囲はどのようなものであったか。都市の法的範囲が問題になる。多くのコミュン証書は《extra muros》(市壁のそと)にもコミュンの範囲は広がっていることを示している。制度史においても、コミュンの領域は一般に市壁とその外側に展開するフォブル(城外地区)を越えてひろがり、近隣の農村部をも含む領域(バン領域)をなすことが指摘されている。この問題は、個別都市の研究においては、古くから指摘されてきた。戦後になって、ロンバル＝ジュルダンによってバン領域問題という形で、ドイツ領域も視野に入れて中世都市の一般の問題として整理された。

これらのことから、少なくとも二つのことが指摘できる。第一は、市壁が表示する空間的範囲は都市の法的範囲とは一致しないことであり、その第二は、都市の法的範囲には市街地と周辺の農村部とが含まれ、慣習法はそれらを包括する形で妥当するものとして存在していることである。

ただし、ここで都市空間は必ずしも均質的慣習法空間を形成していたわけではないことに留意しておくべきである。都市空間内には通常複数の領主権力が存在し、それぞれ裁判権を行使しており、都市領域は複数の裁判領域の複合であった。これらの裁判領域ごとに、相互に独自の慣習法が存在していた。だが、相違の程度は、多様であったと考えられる。というのは、慣習法は第一次的には自生的秩序であるから、社会的諸条件が類似する隣接地域では慣習法も類似性をもつと考えられ、基本的部分において共通性をもつ慣習法が、領主権の境界をこえて、ある広がりをもって分布すると考えられる。そして、裁判所は、慣習法を適用し、その妥当性を保障する。つまり、裁判所はその活動を通じて慣習法の二次的形成を担い、その活動の空間的範囲、すなわちその管轄領域は慣習法に制度的領域性を付与する。こうして、第一次的に共通性を保持しながら、第二次的には独自性を有する諸慣習法が併存した。もちろん、具体的現象形態は都市ごとに多様である。

さらに、先にあげた「ロリスの証書」は慣習法の領域性について、注目すべき特徴をもっていた。すなわち、この証書は、ロリス周辺の80余の町・村に普及していたのである。この普及状態は、それぞれの町・村の証書において、ロリスの法を受容・継受した旨の記述とか、地域の領主権が町・村にそれを授与した旨の記述などがあることによって確認される。継受は継受主体側の自発的行為として生じうる。他方、権力側からの一方的授与もありうる。この中間には多様なヴァリエーションが存在するであろう。ともあれ、基本的に同一内容の慣習法が80余の都市・農村に共有されていたのである。かなり多数の町・村を包括するこういった領域の形成には、自生的秩序形成、裁判権による管轄領域の形成という要素に加えて、最近の研究では諸侯による諸侯領の形成の一環としての慣習法政策が注目されている。

このような例は、ロリスのほか、ポーモン=タン=ナルゴンヌの証書、ヴェルバンの証書など多数が知られているし、コミューン証書についても、アキテーヌ地方に広く普及した「ルーアン法」、シャンパーニュ、ブルゴーニュの町・村に普及した「ソアッソンの証書」などが知られている。

また、ベルギー地域の慣習法研究で指摘されている「首座裁判所」制度も慣習法の領域性に関連している。首座裁判所とは、ある町・村の裁判所が慣習法の適用について判断に迷ったとき、近隣の中心都市の裁判所（これが首座裁判所）に問い合わせ、その判断を得て判決を出すという制度のことである。たとえば、リエージュの参審人裁判所は周辺地域にある約四百にのぼる町・村の首座裁判所であった。この制度において、一つの首座裁判所に下属する周辺の諸裁判所は基本的に同一の慣習法を共有していたと考えられる（拙稿「ヨーロッパ中世都市法論序説」、『西洋史研究』新輯26号所収）。

慣習法の領域性という側面に注目すると、都市領域と農村領域に共通に妥当する法が存在することが明らかとなってくる。従来の都市論におけるような都市・農村の峻別論の視点からだけでは、この事実を見逃してしまいかねない。峻別論を緩和して、柔軟な視点をもつことが必要である。

（４） 新法成立の可能性

以上、都市における慣習法の重要性を強調してきた。しかし、だからといって、都市における新たな法的規則の成立の可能性も排除されていたわけではない。慣習法が第一次的には自生的秩序であるとするなら、それは絶えず自生的な「生成」の過程にあるわけであ

る。また、領主権や共同体の権限内部において、具体的な問題について、新たな司法・行政措置を契機に立法類似の行為によって新たな規則の定立がおこなわれることもあるだろう。たとえば、領主裁判所の裁判規範を領主権が定めるとか、パン屋組合がパンの審査基準を定めるなどがそれである。しかし、領主権・団体の権限範囲をこえて、他の利害を変更するような規則を定立することは、自由にはできない。それは相互に尊重することを暗黙のうちに了解している慣習法に従っていたのである。

6. 都市の領域

これまで都市を論じてきたが、「都市」はどんな空間的領域をもった存在なのかをあらためて問題にしてみよう。これに関しては、市壁がまず問題になるであろう。ヨーロッパ中世都市論の代表的論者であるピレンヌは次のように述べている。「農村的な隷属のあらゆる痕跡は、都市の市壁の内部からは姿を消した」。そして、『都市の空気は自由にする』の原則が適用されて、その中では「身分に関してはすべての市民が平等である」。隷属・自由・平等が法的次元の問題だとすると、都市の法的範囲は市壁によって画された範囲であるということになる。ピレンヌは特殊例でない。一般的認識を代表している。とくにドイツ史では、市壁を境にして、その内部は都市法の世界、外部はラント法の世界と区別し、両者の対立を基本的対立としてとらえる指向性が明瞭である。日本史の側からも、法令の施行範囲としてヨーロッパ中世都市には市壁があるが、日本ではそれは一般に欠如しているという対比が示されている（高橋慎一郎「都市周縁の権力」、吉田・伊藤編前掲書所収）。

たしかに、中世の絵図（都市図）などをみると、都市における市壁の存在はヴィジュアルにはまことに印象的で、上のような歴史認識を補強する要素となっている。しかしながら、そういったイメージ・先入見に支配されて、「本当に、そうだろうか」という吟味はなされてこなかったように思われる。

だが、都市に関する史料を読み直してみると、どうも違う事実が出てくる。また、最近、これについて、個別都市の研究で興味ある事実が指摘されはじめている。

まず、コミュンは市街地の者と同時に市壁の外のものも包括するかたちで形成された事実を先に指摘した。コミュン証書では、多くのばあい、この市壁外でコミュンの活動がおよぶ範囲を「パン領域」と呼んでいた。

(1) パリのバン領域

バン領域はコミューンが存在しない都市においても存在する。そのもっともわかりやすい例はパリである。まず、パリでは、バン領域は同業組合規則の妥当範囲をなしていた。たとえば、パン屋組合のばあい、「パリに居住するパン屋」と「パリに居住しないパン屋」が区別されている。そして、前者はバン領域内に居住する者であり、後者はバン領域外に居住する者であると説明され、後者にはパリでの商売は禁じられる。なぜか。規則によると、前者は税・夜警などの諸々の義務を負担しているが、後者はそれらを負担していないからである、という。パン屋の権利・義務は市壁を境界にして、その内外で区別されるのではなく、バン領域の境界で区別されている（最近でも根拠を示さないまま同業組合規則は市壁内でのみ妥当していたとする見解をしばしば見かける）。

パリの治安維持機構には、様々な組織があるが、夜について特別に夜警組織があった。まず、同業組合の親方が輪番制で割り当てられて努めめる市民の夜警隊があり、一夜について60人ぐらいが八隊に編成されて、決められた場所に配置され、日没から日の出まで警戒の任についた。さらに、王の費用で組織される国王夜警隊があり、騎馬20名と歩兵40名からなり、これが小隊に編成されてバン領域を巡回範囲として、活動していた。

裁判権の構造をみると、まず、王も含めて種々の領主がそれぞれ自己の領地に領主裁判権を行使していた。王の裁判権は王の代理人であるパリ奉行が、王領地を管轄するシャトレ裁判所において、行使していた。シャトレ裁判所は、王領地の事件のほか、バン領域内の諸領主裁判所の上級審として、事件を管轄していた（拙稿「中世パリの都市環境」）。

以上、「市壁」がパリの法的境界線ではないことをのべたが、パリのばあい「バン領域」の境界線だけでなく、このほか、税制上の境界線、経済活動上の境界線など、市壁の外部に種々の境界線が「パリの境界線」として多重的に存在していた。

都市の領域は市壁によって画されるものでないことは、山田雅彦氏によってアラスの「都市付属領域」の問題として論じられた（山田雅彦氏の「中世北フランスにおける都市付属領域の形成」に対する拙評を参照。『法制史研究』54、2004）。

また、広井良典氏は、「都市型コミュニティ」という概念をたて、これをある種の普遍的なルールないし原理・原則（基本的理念）というものが人と人とのつながりを支えており、そうしたルールないし基本理念への賛同あるいは遵守を示せば、その限りにおいてそれは誰に対しても「開かれた」ものとする。この視点からヨーロッパ中世都市を見ようとしたとき、氏は従来論者たちによってそこには物理的外延を画する「市壁」

(城壁) が存在することが強調されている事実に出くわす。この矛盾を調停すべく縷々論じたのち、結局、氏はその「つながり」が純粹に理念的なものであれば、そもそも「城壁」というマテリアルな境界線は不要ともいえる (はずではないか)、と従来論者への疑問を提出している (広井良典『コミュニティを問い直す』2009)。

(2) バン領域の多様性

そもそもバン領域とは何か。それは《banlieue》(バンリュウ) の訳語である。「バン」は法制史において、罰令 (権) など訳され、命令権、広い意味での権力・法を意味すると解することができる。「リュウ」は距離の単位で、バンリュウは「市壁外1リュウの範囲」と説明されることがある。ただ、「1リュウ」の実質的距離は、時代・地方によって多様であるし、バンリュウも必ずしも1リュウであるとは限らない。このような表現で示される空間的範囲は、この表現が予想させるような幾何学的円状をなしているわけではなく、周囲の地理的条件 (川・森など自然的境界の存在) や周辺の領主権との関連 (有力領主の領地に隣接しているなど) で都市ごとに多様である。

名称もまた多様である。「クインタ (quinta)」、「セクスタ (sexta)」、「セプテナ (septena)」などがあり、それぞれ五、六、七に由来する表現であり、市壁から一定の距離を示すものと思われる。また、「デフェンサリア (defensalia)」は特別の防衛上の措置が行われる領域であることを示している。

(3) 市壁を重視する視点

以上のように、個別都市にそくしてみると、都市の法的範囲は、必ずしも市壁が画する空間でないことがわかる。では、なぜ、事実からはなれて市壁が重視されるようになったのか。この点で興味深い見解を述べているのがエンネンである。エンネンは、ヨーロッパ都市史に関して、1984年にそれまでの研究史を踏まえて概説を書いた研究者である。彼女によれば、市壁は都市を城塞とすると同時にそれは特別法としての都市法の領域を形成するという。ここまでは、ピレンヌをはじめとする従来の見解と同様である。しかし、彼女はさらに次のように言う。市壁の外側とは違って、市壁の内部は広範囲にわたる市民的平等の領域であり、自由な市民層がその都市君主に向かって共同決定を守り通し、それどころか、自治をさえ守り通している統治制度の領域であり、この意味で、市壁は近代の国民的平等を萌芽的に先取りしている秩序の領域を区画しているのだ、と (エンネン『ヨー

ロップの中世都市』佐々木克己訳)。「近代の国民的平等の・・・秩序」とは近代の国民国家であり、その「領域を区画する」もの、それは「国境」である。つまりエンネンは、都市を近代の国民国家のイメージに重ねて論じようとしており、市壁は国民国家秩序の領域を画すもの、すなわち国境と類比的に捉えているのである。

7. おわりに——ヨーロッパ中世都市論の歴史的 성격

19世紀以来の伝統的中世都市論の主要な要素をあげるとすれば、自由な市民、市民による自治、自由・自治を獲得するためのコムューン蜂起、自由・自治を保障する都市法、都市法の領域を画する市壁などがある。こういった諸要素を組み合わせて「中世都市像」が構成されてきた。

これらの諸要素はウエーパ一流の「理念型」形成的操作によって構成されたといえる。つまり、その諸要素は史料的所見の積み重ねから、換言すれば実証的作業の積み重ねから認識されたというより、ある強い問題関心からある事実が取り出され一面的に強調され(それに非整合的な諸事実は捨象され) たものであるという特徴を有する。これらを少々パラフレーズしてみると次のようになる。

「自由な市民」像は、法の下での平等を保障される近代国家の国民を参照して認識されている。所与の国民集団を基礎として国民主権論によって近代国家の形成が正当化されるといふ形を参照して、中世都市については「(全住民を) 打って一丸とした共同体」を基礎にした都市の自治体制が認識される。領主制的アンシャン・レジームを廃棄して近代的体制をうち立てたのが市民革命である。それを参照しつつ中世都市をみると、同様の役割を担ったとみえる蜂起がある。それがコムューン蜂起であり、それは必然的に(市民革命が領主制を廃止したように) 反領主制的性格を持つはずであった。市民革命によって、古い法体制を廃棄して近代的法体制が創出されたように、中世都市においても、領主制的従属を特徴とする法体制は廃棄され、新たに自由・自治を保障する都市法が立法されたはずであると考えられた。国民国家の法・制度の領域的範囲、換言すれば国家主権によって防衛される範囲は、国境によって明確にされるように、外部の法体制と全く異なる都市法の範囲は、防衛線である市壁の線によって画されているとされた。

このように国民国家を構成する諸要素をそれぞれ参照して認識された諸要素が集められ組み立てられ、一つの歴史像として理念的に構成されてできあがったものが「自由・自

治論的中世都市」であると思われる。その意味で、この中世都市像は「国民国家」を参照系として生み出されたと言える。そのばあい、エンネンのようにこの関係を率直に語っているばあいもあるが、多くのばあいそれは無意識のうちに「暗黙の参照系」として歴史家の認識を規定してきた。いずれにせよ、こうした側面を強くもつ中世都市論は国民国家時代の歴史像であり、かなり強い歴史的な性格を有していたといつてよい。このことは「中世に近代の萌芽を見出そうとして構成された像だ」とか「近代を過去に投影したイメージだ」などといった表現でこれまでも語られてきたことである。そして、二宮宏之氏は「近代歴史学は、18世紀より19世紀にかけて、ヨーロッパを中心に形成されたネーション・ステート（国民国家）を、世界を読み解く基本的な枠組みとしてきた」（二宮宏之『結び合うかたち』1994）と総括している。

この「暗黙の参照系」をはずして、これまでの諸研究あるいは最近の研究を、改めて再検討してみると、「自由・自治論的中世都市」とは異なる都市像がみえてくる。本稿のそれぞれの節において、その一端を取り上げてみた。また、最近、「国民国家」そのものの問題性がつよく意識されるようになり、歴史意識も「暗黙の参照系」の呪縛から解き放たれて国民国家を相対化できるようになってきた。われわれは、こういった状況のもとで、新たな中世都市像を描こうとしていると言えよう。

四 中世パリの職業規則

中世都市における法は、基本的に慣習法である。この慣習法が法制史の研究対象となる。しかし、慣習法は自生的なものであるゆえに最初は文字で書かれぬままに成立する。不文の慣習法である。それがやがて種々の理由から文字で書かれるようになる。つまり、成文化される。成文化の形については上述した。

成文化された慣習法の一つとしてパリの職業規則がある。この成文化の事情は簡単に言うところのようなものである。パリには領主の一人として王が一定の領域を支配していた。その代理人としておかれたのがパリ奉行である。そして、パリ奉行が支配下の各職業に命令を出して、それぞれの職業に関連する慣習法を成文化して、提出させた。101の職業の規則が提出された。成文化に際してはパリ奉行側の役人の関与があったものと思われる（形がそろっている、など）。提出されたものを奉行のもとで集めて編集し、一冊の規則集

の形にして（1268年）奉行所において利用した（欄外にさまざまな書き込みがあり、利用しつつ追加・修正などが行われた事を示している）。職業規則の類いとしては時代的にかなり早いものであり、しかも、かなり大部なもので中世のパリを論じるさいに、多様な情報を提供してくれるものと思われた。

中世都市における職業活動の問題は、従来、経済史学においてギルド論というかたちで論じられてきた。しかし、私はこの史料をギルド論の方向でなく、パリを中世都市として論じるための材料にしたいと考えた。それには次のような事情が伏在していた。

まず、第一に、中世パリは「自由・自治論的中世都市」の観点からすると、そのどの指標も当てはまらず、中世都市として論じることはなかなか困難であったので、中世都市論には登場してこないものであった。「パリは？」と問うと、「パリは例外的存在ですね」という答えが返ってくるのが通例であった。しかし、上述のように従来の参照系の呪縛から脱して考えることができるという立場に立つと、パリはきわめて興味深い中世都市として立ち現れ、職業規則はそれを論じるための実証的基礎を与えてくれると思われるようになった。

第二に、まず、史料の読解にかかったのであるが、その中でいくつかの困難に直面した。まず、パリ職業規則は中世フランス語で書かれている。そこで中世フランス語の勉強から始める必要があった。辞典も必要である。しかし文学系の辞書はある程度存在していたが、この規則を読むために役立つ辞書はなかった。じつは、一種類あることはあった。「ゴドフロアの辞書」である。これは10冊を超す大部なものであり、用例も豊富で通常の使用には大いに役立った。ただし、唯一の欠点は、重要な語句に対して、ゴドフロアによる語釈の用例がパリ職業規則からの引用だけであるということがしばしばあるという点だった。こうなると、その語をゴドフロアがそのように読んだ（語釈）ことはわかるが、それ以外の用例が挙げられていないと、その読み（語釈）を検証できないことになるわけである。検証なしで、ただゴドフロアに従うか、という問題に直面する。また、職業規則のなかに、中世には存在したが、近代では消滅してしまったような「技術」や「物」についての言葉がでてくる。すでにない「技術」をどう理解するか、それを説明する「ことば」をどうするかという問題に直面する。それぞれの職業についてフランス語で書かれた研究書を見つけてそれらの「技術」や「物」についてある程度わかったらいいでも、それに当てるべき日本語が見つからないこともあった。

ともあれ、パリ職業規則集に集められた101の職業規則のうち、なんとかわかったもの

から、日本語にしておくことにした。日本語にする過程で出会った問題を注に書いておく、という形（職業規則の翻訳という形）で発表しはじめた。並行して、論文（パン屋や魚屋に関して）も発表した。

そんななかで、本学からパリへ在外研究の機会を与えていただいた（2005年）。そのときに、これまで抱えてきた難問の多くを解決することができ、101の職業規則の最後まで一通り目処をつけることができた。ほんとうに良い機会を与えていただいたと感謝している。帰国後、その成果をまとめるはずであったが、帰国するとやはり多忙な日常があり、また、体調が思わしくない時期もあったりして、課題は残ったままになっている。残された時間のなかで、何か形のあるものにしておきたいと思っている次第である。

五 その他

以上の主要な研究領域のほかにも、種々のことに関心をもち、研究の触手をのばした。すでに多くの紙数を費したので簡単にそのいくつかを挙げてみる。

1. 神判。中世に独自の裁判として「神判」がある。この問題は都市論と関連していた。つまり、神判は非合理的なものであるが、都市の市民階級は（商業にもとづく）合理的精神をもっているので、中世都市では神判はいち早く廃止される、という見解が流布していた。私は上記のような都市論を考えていたので「そんなことが言えるだろうか」という疑問がわいた。しかも、「合理主義」はデカルトをもって嚆矢とするのであり、中世ではその精神はまだ生まれていなか、生まれていたとしてもまだ現実を動かすにはいたらないのではないか。そこで、神判の問題から「合理・非合理」の枠組みを除去し、中世の論理（同時代人の論理）だけで理解することを試みた。さらに、神判は1215年にラテラノ公会議の決議によって廃止され、現実にも消滅していくのであるが、この決議を産み出した論理も、「神判は非合理だから廃止する」ではなく、純粹にスコラ神学内部の論理で廃止を導いたのであったことを確認できた。また、中世ハンガリーに神判についてまとめた文書（ヴァラド文書）があり、ある時期に刊本として出版されたが、この地域の動乱の歴史のなかで、ほとんどが失われ、奇跡的にその一冊がパリの国立図書館に所蔵されていることを知り、複写を取り寄せて分析したりもした。（「中世の神判をみる視点とその座標系」『千葉大法経研究』、第10巻4号、「中世都市 vs 神判論とそのパラメーター」同、第11巻第1号、

「中世ハンガリーの神判文書について」『専修法学論集』81)。

2. 翻訳『排出する都市パリ』の刊行。都市を一つの巨大な有機体と見なすとする、都市はその生命活動を維持するのに、外部から龐大な物資を吸収して消費する。消費したのち、廃棄物を排出するといったイメージでとらえることができる。この排出が問題である。現代都市では排出のための巨大なシステムが構築されて、都市を廃棄物から守っている。このシステムの稼働は都市行政の大きな部分をなしている。ところが、中世には、廃棄物を処理するシステムがまったく存在しなかった。そもそもそれに対処する発想自体が存在しなかったのだ。すると、都市はどうなるか。悲惨な衛生状態を抱えることとなる。これは現代風にいえば「都市環境」の問題である。

中世都市をとらえるのに、都市環境の要素を加えることが是非必要だと考えていたところ、その問題に最適の本に出会った。在外研究中で時間もあったので、これを一気に翻訳して、帰国後出版することができた。

3. 民法に関する論文の執筆。私は私法史については、関心をもちながら論文を書くことはなかった。しかし、広中俊雄先生の傘寿記念論集に論文を書くようにと、編集委員会からかねて連絡をもらっていた。それを在外研究中に書くことになった。

学生時代に、貧しいなかで広中先生の『契約法の研究』を買って読み、感動した記憶を掘り起こして、それに関連するテーマにしようと考えた。選んだのが無償契約の問題である。広中先生によると、共同体的関係を背景として、相互的給付関係の連鎖が形成されているとする（贈与とお返し、それへのお返しといった連鎖。このばあい長い期間をみると、贈与にはかならずお返しという対価があって、相互的給付関係になっている）。その連鎖中から一つだけ（たとえば最初の贈与）を切り取って取りだすと（その後のお返しからは切り離され）、それは孤立した行為となり、対価のない「無償」の贈与となる。このばあい、背後に共同体的関係があって、それに規定されて存在するのがこの無償性。そこで私はこれを「関係の無償性」と呼ぶことにした。

これに対して、在外研究にお世話になったパリ第十大学のポー教授の研究に刺激され、参考にして次のような問題をたてた。近年、人間の肉体の一部が生きてまま取り出されて、利用されるようになった。血液、臓器、卵子、精子など。これらは無償であることになっている。この無償性は対象そのものが帯びる性質（神聖なもの、尊厳あるもの）から発生している。そこでこれを「対象の無償性」と名付けることとした。つまり、無償性を問題にするなら、関係の無償性だけでなく、この対象の無償性も問題にしなければならないの

ではないか、というのが私が立てた問題である。

これはボー教授を中心として論じられた次のような問題につながっている。法の世界ではこの世のあらゆるものは人か物かに分類される。これは法的世界観とも言えるものだ。それなら、肉体は法的に人か物か。人は法では「人格」という概念でとらえられる。ところで、人格はローマ法以来原理的に抽象化され（抽象的人格）ていて、肉体を持たない。では物か？物なら商取引の対象つまり商品になる。しかし、肉体は神聖（尊厳ある存在）として商品になることを否定されている。したがって神聖・尊厳から人格に回帰する以外にないが、抽象化された人格はそれを受け入れることができない。こうして、人体から取り出された肉体は法的位置づけを失う。法学はこれをどのように解決するだろうか。

この問題は現実的処理としては、解釈学的にさまざまな対応がなされていくだろう。しかし、私の関心はそこにはなく、ローマ法以来の法の原理的枠組みのレベルでどのように考えるかである。（「関係の無償性と対象の無償性」広中先生傘寿記念論集『法の生成と民法の体系』所収、2006年）。

最後に、長年にわたって研究・教育の場を与えてくださった専修大学に心からの感謝の念を表すしだいです。

（たかはし きよのり 元専修大学法学部教授）